



新株式発行並びに株式売出届出目論見書
平成28年8月
株式会社デジタルアイデンティティ

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式170,170千円(見込額)の募集及び株式354,970千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式83,160千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年8月10日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社デジタルアイデンティティ

東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号

1 事業の概況

当社グループは、当社及び連結子会社1社(株式会社DI Continents)により構成されており、インターネットや情報端末が広く普及した現代社会において、情報やサービスを提供する企業や個人とそれを利用する消費者との間で、新たな価値を創造し続けたいという思いから、「創造の連鎖」を企業ビジョンとして掲げ、リスティング広告^(注1)を主とする運用型広告サービス、SEO^(注2)コンサルティングサービス、クリエイティブサービスを中心とするデジタルマーケティング事業、及び占いを主要カテゴリーとしたネイティブアプリ^(注3)の企画・制作・開発・運営を行うライフテクノロジー事業を行っております。

当社グループは、これまでインターネット業界において、SEM^(注4)コンサルティングに係るサービス提供で得たノウハウ、テクノロジーを用いたデジタルマーケティング戦略をクライアント企業に提供して参りました。その中でも最も重視してきたのがインターネットを利用する個人一人ひとりの興味や心理状況、行動特性を分析した上で、最適なコミュニケーションをデザインすることあります。当社グループではこれを「アイデンティティ設計」と呼んでおります。テクノロジーの進化に伴い、インターネットが、テレビや店頭ディスプレイ、電車内広告、家電などと融合し、より消費生活に溶け込んでいく流れが加速する中で、デジタルを介した消費行動全般の最適化を目指しております。当社グループでは、デジタル領域での「アイデンティティ設計」に基づき、クライアント企業に対してベストソリューションを提供することで、クライアント企業とその顧客・ユーザー間の最適なコミュニケーションを創造し続けることを目指しております。

また、当社グループにおいては、「もっと便利に、もっと豊かに、もっと面白く」をテーマとし、自社メディア・アプリの制作・運用により、インターネットユーザーにとって価値あるコンテンツやツールの提供を目的としたサービスを展開しております。

今後も当社グループは、クライアント企業の広告効果を最大化するデジタルマーケティング戦略の提供と自社メディア・アプリの制作・運用によるインターネットユーザーへの付加価値の提供を両輪とする、「インターネット+a」のサービス展開により、社会的付加価値を創造し続けていきたいと考えております。

■ 売上高



- (注) 1. リスティング広告はマーケティング手法の一つであり「検索連動型広告」とも言われます。検索エンジンでユーザーがあるキーワードで検索した時に、検索語と関連性の高い広告を選択して表示する広告手法のことを指します。
2. SEOとは検索エンジン最適化(Search Engine Optimization)の略称で、検索エンジンに対して、Webサイトを正しく認識して貢えるように、企業のWebサイトを最適化することを指します。
3. ネイティブアプリとは、主にスマートフォン向けに提供されるアプリを指し、端末のCPUが直接処理・実行できる形式でコードが記述されているアプリの総称であります。
4. SEMとは、Search Engine Marketingの略で、SEOやリスティング広告を含む検索エンジン上のマーケティングのことを指します。

2 事業の内容

当社グループの事業は、「デジタルマーケティング事業」と「ライフテクノロジー事業」の2つのセグメントに分かれており、各事業の主な内容は以下のとおりあります。

(1) デジタルマーケティング事業

① サービス概要

当社グループは、消費行動の変化に伴い、リスティング広告^(注1)、ソーシャルメディア、スマートフォン向けの広告、DSP^(注2)/DMP^(注3)、その他ディスプレイ広告^(注4)、ネイティブ広告^(注5)、動画広告^(注6)、オウンドメディア^(注7)とサービスラインナップを拡張し、クライアント企業のデジタルマーケティング施策に関するトータルソリューションを提供しております。今後も、ウェアラブルデバイス^(注8)市場やIoT^(注9)市場の隆盛に伴い、複雑・多様化していく消費者とのコンタクトポイントに併せて、最適なソリューションを提供して参ります。

【サービスラインナップ】



- (注) 1. リスティング広告はマーケティング手法の一つであり「検索連動型広告」とも言われます。検索エンジンでユーザーがあるキーワードで検索した時に、検索語と関連性の高い広告を選択して表示する広告手法のことを指します。
2. DSPとは、Demand Side Platformの略で、広告出稿を行う広告主サイドが使用する広告配信プラットフォームのことであり、広告主サイドの広告効果の最大化を支援するツールを指します。
3. DMPとは、Data Management Platformの略で、インターネット上の様々なサーバーに蓄積されるビックデータや自社サイトのログデータなどを一元管理・分析し、広告配信の最適化を実現するためのプラットフォームを指します。
4. ディスプレイ広告とは、画像や動画などを中心とした視覚的要素の強いコンテンツを用いた広告の総称であります。
5. ネイティブ広告はマーケティング手法の一つであり、インターネット上のメディアに掲載される広告の表示形式や内容などが、そのメディアに掲載されている記事などと同じ形式で一体的に表示される広告手法のことを指します。
6. 動画広告とは、Web広告の一種で、広告枠に動画を埋め込んで再生するものであります。
7. オウンドメディアとは、企業が発信したい情報を、ユーザー目線に合わせてコンテンツ化し発信するインターネットメディアであります。
8. ウェアラブルデバイスとは、腕時計や眼鏡のように身につけ持ち歩くことが可能な情報端末の総称であります。
9. IoTとは、Internet of Thingsの略で、あらゆるがインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称であります。

②当社グループの特徴と強み

アイデンティティ設計

デジタルマーケティング事業において、オリジナルメソッド「アイデンティティ設計」を用いた企画・運用を実施しております。ユーザーのニーズごとにユーザー属性を分類し、行動仮説を立てクライアント企業のターゲットとなり得るユーザーに対して効果的なコミュニケーション経路を設計しております。

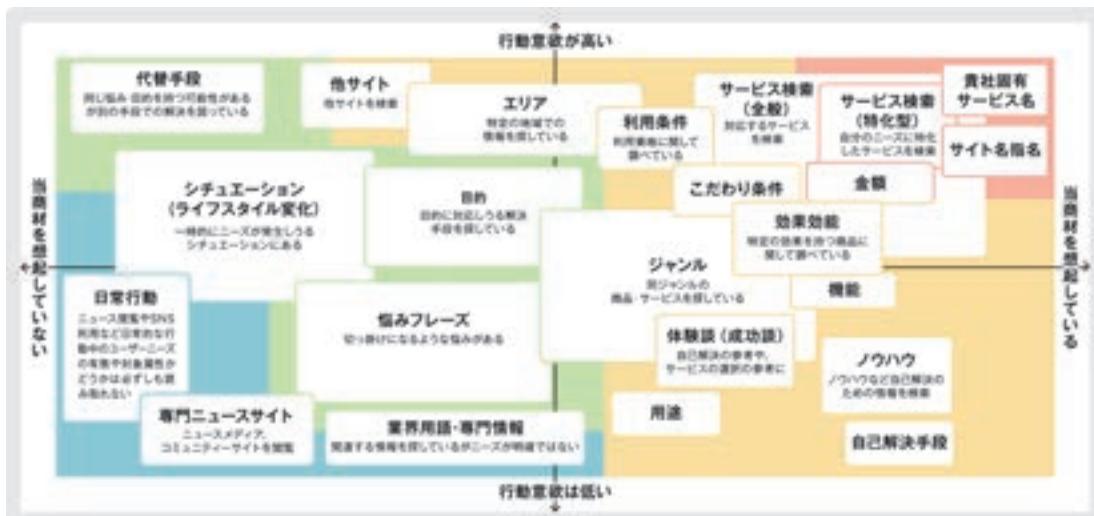
この「アイデンティティ設計」に基づき全ての施策を設計することで、仮説検証が行いやすく、効率的なPDCA (Plan Do Check Action) サイクルの運用が可能であり、クライアント企業における広告効果について、継続的かつタイムリーな検証と改善の実行を可能としております。

この結果、当社グループではクライアント企業との継続的な取引を実現しており、「アイデンティティ設計」を用いた運用戦略策定力と組織的な運用体制により、クライアント企業にとって最適なサービスを安定的に提供することが可能になっております。

【アイデンティティ設計：ユーザー行動仮説】

概要	ユーザー行動	施策	訴求
指名検索 A	詳細な情報の検索	リスティング広告 / SEO	詳細条件
サービス現在 A	対応するサービスを検索	ディスプレイ広告	強み・特長
サービス現在 B	情報媒体を検索 体験談やノウハウを閲覧		プロ・専門力の強み
サービス現在 C	対応するサービスが 有るかどうかを検索		サービス認知
ニーズ現在 A	悩みの対策方法検索 悩みの対策サイト閲覧		悩みへの気づきを与える
ニーズ現在 B	専門情報検索 専門サイト閲覧	純広告 ^(注1) ソーシャルメディア広告 ^(注2)	共感型
潜在	日常的行動		検索型

【アイデンティティ設計：ターゲットマップ】



(注) 1. 純広告とは、特定の広告媒体における一定期間の掲載又は一定回数の広告表示に対し、料金を支払い掲載を行う広告手法のことと指します。

2. ソーシャルメディア広告とは、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのソーシャルメディアにおいて、ユーザー同士のつながりを情報として取り込んだ上で広告を配信する広告手法のことを指します。

4レイヤー型運用体制

当社グループの運用体制としては、顧客対応に注力する営業担当、運用改善戦略の策定に注力するコンサルタント、戦略を実行レベルに落としこむアドプランナー、戦略を実行する運用担当の4レイヤーによる完全分業制を敷いております。一般的には、営業、コンサルタント、運用担当の3レイヤーによる運用体制が多く見られますが、当社グループでは、コンサルタントが立案した戦略を具体化し、運用担当へディレクションを行うアドプランナーを設置していることが特徴となっております。

これにより、コンサルタントが運用ディレクション業務から離れ、運用改善戦略の策定に専念できるため、運用改善が停滞することなく、クライアント企業におけるプロモーション戦略に対して迅速に対応できることが強みであります。また、完全分業制により各業務工程を内製化することで、人材が育ち、サービスレベルの向上に繋がっております。

【4レイヤー型運用体制】

一般的な運用型広告代理店：3レイヤー型運用体制

① 営業	② コンサルタント	③ 運用
基本窓口対応に注力 <u>コンサルタントの状況次第で資料作成にも対応…</u>	専門知識を必要とする 顧客からの依頼には 営業を介さずに窓口対応	顧客対応や運用指示 資料作成まで重なると <u>改善に充てる時間がない…</u>

全レイヤー横断で業務に追われ、日常的なスキルアップや最新情報のインプットが少なくなることで、サービス品質を維持することが難しい。

顧客対応業務と運用改善をコンサルタントが兼務。
最優先事項の顧客対応業務が集中すると運用改善が停滞しやすい。

デジタルアイデンティティ：4レイヤー型運用体制

① 営業	② コンサルタント	③ アドプランナー	④ 運用
<u>窓口対応に完全注力</u>	<u>改善対応に完全注力</u>	営業とコンサルタントの戦略を即実行 / <u>実務ディレクションに注力</u>	アドプランナーとの密な連携で <u>業務停滞リスクなく進行</u>

完全分業制により、特定領域のスキルアップに注力。最新情報を共有することで、継続的な品質向上を実現。

各役職ごと特定業務のスキルに特化した人材配置。
営業とコンサルタントが戦略策定に集中。アドプランナーが戦術具体化。即実行。

③今後の取組み

わが国の広告支出においては、インターネットメディアがテレビに次ぐ広告メディアへと成長しております。当事業が属するインターネット広告市場は、平成27年には1兆1,594億円(前年比110.2%：株式会社電通発表)と前年に引き続き伸長しており、中でも主力サービスである運用型広告市場は6,266億円(前年比121.9%：株式会社電通発表)と大きく伸長しております。このような環境の中、当社グループの業績も堅調に伸長しておりますが、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させて参ります。

(2) ライフテクノロジー事業

① サービス概要

ネイティブアプリ^(注)の企画・開発・運営を中心に行っており、Apple Inc.の運営する「App Store」及びGoogle Inc.の運営する「Google Play」等の配信プラットフォーム、及びアプリ以外のブラウザを通じて、スマートフォンユーザーに提供しております。

主力サービスである「チャットで話せる占いアプリ-ウラーラ」は、占い師とユーザー間のリアルタイムコミュニケーションによる占い鑑定を可能にしたオンラインチャット占いアプリであります。文字数に応じて鑑定料が課金されるため、鑑定時間を気にせずユーザーのペースで相談出来ることも特徴であります。平成28年6月における在籍占い師数は279名、サービス開始時からの鑑定実績は26万件を超えております。継続的なユーザビリティの向上と運用レベルの向上により、長期間の安定的な収益獲得が可能なサービスと位置づけております。

ウラーラでは、占いコンテンツ販売、電話占い鑑定、メール占い鑑定サービスも実施しており、ユーザーのニーズに応じてサービスラインアップを拡充しております。

【「チャットで話せる占いアプリ - ウラーラ」のサービスイメージ】



また、上記のほか、オンラインチャット占いアプリの開発で培った技術を基盤とし、世の中のライフスタイルの変化に応じたサービスツールを開発・提供しており、現在、動画通話機能を実装した遠隔診療用チャットアプリシステムの受託開発を行っております。

② 当社グループの特徴と強み

当事業では、アプリの企画・開発・運営の全てを内製化した自社開発を行っており、ユーザーのニーズに応じた機能を適時に取り入れたサービスを提供することが可能であります。また、外部業者への開発委託と比較して、コスト面での優位性があることも強みであります。

③ 今後の取組み

スマートフォンに代表される高機能モバイル端末の普及が世界的に進み、インターネットユーザーのスマートデバイスへの接触時間が増大している中で、消費者の生活に深く入り込んだ新たなサービスが相次いで提供され、関連するマーケットが拡大しており、平成27年には5,601億円(前年比127.6%:経済産業省発表『特定サービス産業動態統計(平成28年1月分)』)と伸長しております。

これらの新しい潮流を確実に捉え、アプリを利用した専門家へのチャット相談という仕組みを活用し、金融、法律、教育などの分野でサービスラインアップの拡充に取り組み、新たな収益獲得手段の一つとして推進して参ります。

(注) ネイティブアプリとは、主にスマートフォン向けに提供されるアプリを指し、端末のCPUが直接処理・実行できる形式でコードが記述されているアプリの総称であります。

3 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

回 次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期 第2四半期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年6月
(1) 連結経営指標等						
売上高	(千円)	—	—	—	3,606,544	2,270,288
経常利益	(千円)	—	—	—	78,518	160,266
当期(親会社株主に帰属する四半期)純利益	(千円)	—	—	—	40,238	113,408
包括利益又は四半期包括利益	(千円)	—	—	—	39,126	112,219
純資産額	(千円)	—	—	—	155,865	268,084
総資産額	(千円)	—	—	—	1,100,504	1,189,445
1株当たり純資産額	(円)	—	—	—	79.58	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	20.75	58.48
潜在株式調整後		—	—	—	—	—
1株当たり当期(四半期)純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	—	—	—	14.0	22.5
自己資本利益率	(%)	—	—	—	26.1	—
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△41,689	69,721
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△23,490	△6,345
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	133,618	△6,490
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高	(千円)	—	—	—	202,582	259,469
従業員数	(名)	—	—	—	70	80
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	(名)	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	(千円)	90,782	754,121	2,120,922	2,787,365	3,607,844
経常利益	(千円)	957	7,612	27,019	25,907	81,861
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	1,110	△ 9,614	7,856	23,086	42,481
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	—	—	—	—	—
資本金	(千円)	72,745	72,745	72,745	89,674	89,674
発行済株式総数	(株)	14,183	14,183	14,183	19,392	19,392
純資産額	(千円)	58,902	49,287	57,143	114,088	156,570
総資産額	(千円)	60,335	298,119	575,808	697,400	1,099,469
1株当たり純資産額	(円)	4,153.02	3,475.11	4,029.02	58.83	80.74
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
〔1株当たり中間配当額〕	(円)	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	78.30	△ 677.91	553.91	15.32	21.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	97.6	16.5	9.9	16.4	14.2
自己資本利益率	(%)	1.9	—	14.8	27.0	31.4
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△ 72,933	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	△ 11,672	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	—	—	—	58,023	—
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	—	—	—	134,144	—
従業員数	(名)	2	25	36	53	70
〔ほか、平均臨時雇用者数〕	(名)	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は平成27年10月30日付で連結子会社である株式会社DI Continentsを設立したことに伴い、第7期より連結財務諸表を作成しております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できいため記載しておりません。

4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

5. 第4期の自己資本比率については、当期純損失のため記載しております。

6. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。平均臨時雇用者数は、従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。

7. 第3期、第4期及び第5期は、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。また、第7期より連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、(2)提出会社の経営指標等におけるキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

8. 第6期の財務諸表及び第7期の連結財務諸表並びに財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けておりますが、第3期から第5期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。なお、第8期第2四半期の四半期連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

9. 第8期第2四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益、1株当たり四半期純利益金額、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー及び財務活動によるキャッシュ・フローについては、第8期第2四半期連結累計期間の数値を、純資産額、純資産額、自己資本比率及び現金及び現金同等物の四半期末残高については第8期第2四半期連結会計期間末の数値を記載しております。

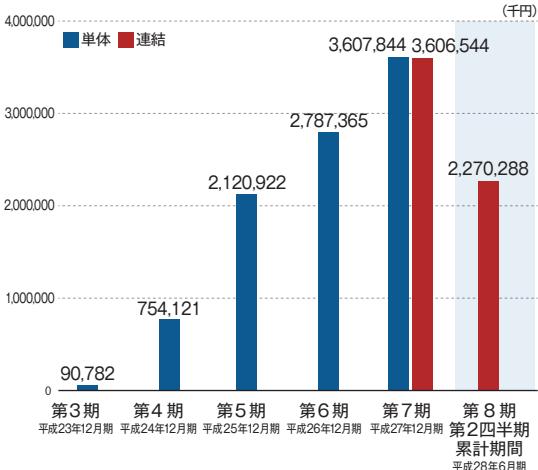
10. 当社は、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、連結については第7期の期首に、単体については第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益金額を算定しております。

11. 当社は、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。

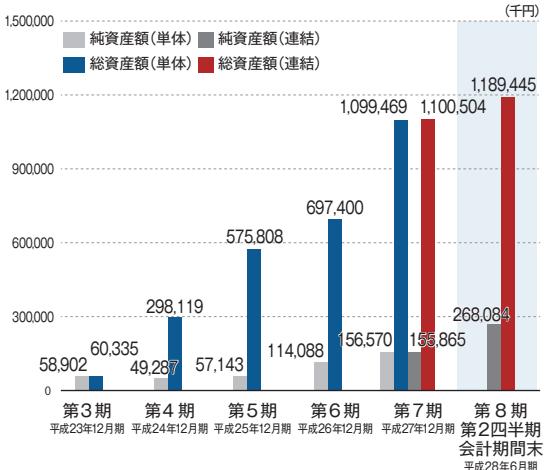
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、第3期、第4期及び第5期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回 次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	
1株当たり純資産額	(円)	41.53	34.75	40.29	58.83	80.74
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	0.78	△ 6.78	5.54	15.32	21.91
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額	(円)	—	—	—	—	—
〔1株当たり中間配当額〕	(円)	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕

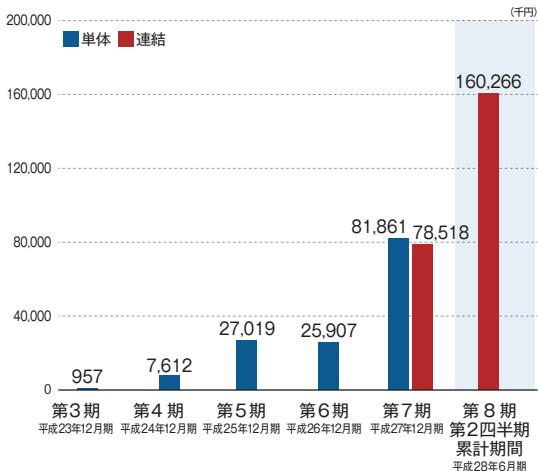
■ 売上高



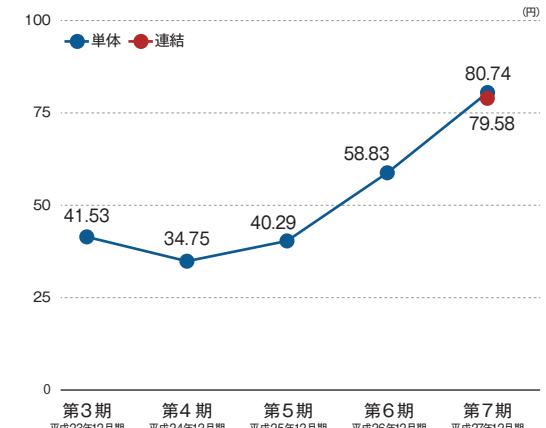
■ 純資産額 / 総資産額



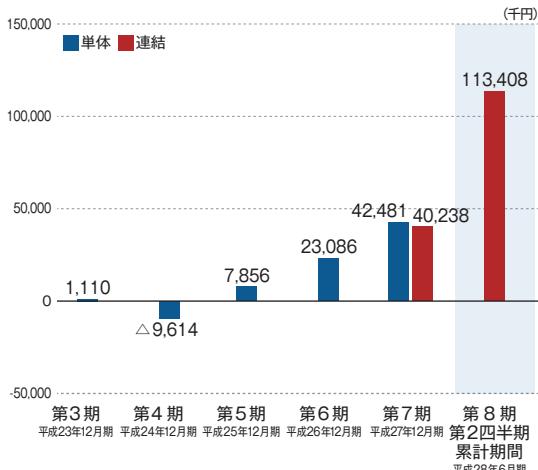
■ 経常利益



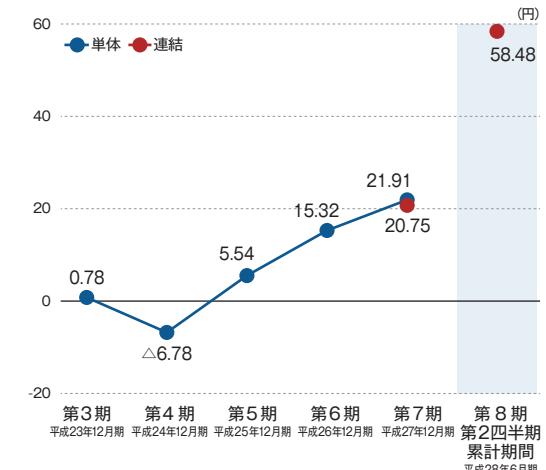
■ 1株当たり純資産額



■ 当期(親会社株主に帰属する四半期)純利益 又は当期純損失(△)



■ 1株当たり当期(四半期)純利益金額 又は当期純損失金額(△)



(注) 当社は、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期(四半期)純利益金額又は当期純損失金額(△)」の各グラフでは、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	6
第2 【売出要項】	7
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	7
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	8
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	9
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	10
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	11
第二部 【企業情報】	12
第1 【企業の概況】	12
1 【主要な経営指標等の推移】	12
2 【沿革】	15
3 【事業の内容】	16
4 【関係会社の状況】	21
5 【従業員の状況】	22
第2 【事業の状況】	23
1 【業績等の概要】	23
2 【生産、受注及び販売の状況】	26
3 【対処すべき課題】	27
4 【事業等のリスク】	29
5 【経営上の重要な契約等】	34
6 【研究開発活動】	34
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	35
第3 【設備の状況】	38
1 【設備投資等の概要】	38
2 【主要な設備の状況】	38
3 【設備の新設、除却等の計画】	38

	頁
第4 【提出会社の状況】	39
1 【株式等の状況】	39
2 【自己株式の取得等の状況】	46
3 【配当政策】	46
4 【株価の推移】	46
5 【役員の状況】	47
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
第5 【経理の状況】	55
1 【連結財務諸表等】	56
2 【財務諸表等】	84
第6 【提出会社の株式事務の概要】	107
第7 【提出会社の参考情報】	108
1 【提出会社の親会社等の情報】	108
2 【その他の参考情報】	108
第四部 【株式公開情報】	109
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	109
第2 【第三者割当等の概況】	110
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	110
2 【取得者の概況】	112
3 【取得者の株式等の移動状況】	114
第3 【株主の状況】	115
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年 8月10日	
【会社名】	株式会社デジタルアイデンティティ	
【英訳名】	Digital Identity Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 中村 慶郎	
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号	
【電話番号】	03-5794-3741(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 五代儀 直美	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区恵比寿南一丁目15番1号	
【電話番号】	03-5794-3741(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 五代儀 直美	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	170,170,000円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	354,970,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	83,160,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	130,000 (注) 2.	1 単元の株式数は100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

- (注) 1. 平成28年8月10日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年8月25日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成28年9月5日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成28年8月25日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期日までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	130,000	170,170,000	92,092,000
計(総発行株式)	130,000	170,170,000	92,092,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年8月10日開催の取締役会決議に基づき、平成28年9月5日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,540円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は200,200,000円となります。
6. 本募集並びに「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」における「引受人の買取引受による売出し」にあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項 3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株数 単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1.	未定 (注) 1.	未定 (注) 2	未定 (注) 3.	100	自 平成28年9月6日(火) 至 平成28年9月9日(金)	未定 (注) 4.	平成28年9月13日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格は、平成28年8月25日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年9月5日に引受価額と同時に決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、平成28年8月25日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年9月5日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年8月25日開催予定の取締役会において決定される予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成28年9月5日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年8月10日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成28年9月5日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとすること、及び増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成28年9月14日(水)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、本募集に係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込みに先立ち、平成28年8月29日から平成28年9月2日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。
販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店並びに全国各支店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 八重洲口支店	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		1. 買取引受けによります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		2. 引受人は新株式払込金として、平成28年9月13日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1	未定	
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目17番6号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
計	—	130,000	—

(注) 1. 平成28年8月25日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。

1. 平成28年8月25日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年9月5日)に元引受契約を締結する予定であります。
3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
184,184,000	10,000,000	174,184,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,540円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものです。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額174,184千円については、事業拡大のための運転資金（人材採用費用及び人件費並びに広告宣伝費）に充当する予定であり、その具体的な内容は以下の①、②に記載のとおりであります。

- ① 人材採用費用及び人件費については、デジタルマーケティング事業において、成長市場における需要の取り込みを更に加速させるため、案件獲得力強化のための人材採用のために、平成29年12月期に76,000千円、平成30年12月期に30,184千円を充当する予定であります。
- ② 広告宣伝費については、ライフテクノロジー事業における主力サービスである「チャットで話せる占いアプリ－ウラーラ」のユーザー獲得のために、平成28年12月期に14,000千円、平成29年12月期に54,000千円を充当する予定であります。

なお、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年9月5日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出しから買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
一	入札方式のうち入札による売出し	—	—
一	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	230,500	愛知県名古屋市瑞穂区 清水賢 100,000株 One Raffles Place, Singapore 金城聖薫 40,000株 大阪府吹田市青山台三丁目28番6号 株式会社正聖会 25,700株 東京都品川区 山本雄貴 25,000株 東京都世田谷区 鈴木謙司 12,500株 東京都練馬区 石田孝之 8,000株 東京都世田谷区 中屋昌太 5,000株 東京都港区 桑田修吉 3,300株 東京都渋谷区 中村慶郎 3,000株 東京都杉並区 佐藤亨樹 3,000株 福岡県福岡市中央区 柳径太 3,000株 東京都中野区 高橋康浩 1,000株 Prince Charles Crescent, Singapore 馬谷亭 1,000株
計(総売出株式)	—	230,500	354,970,000

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,540円)で算出した見込額であります。
4. 売出数等については今後変更される可能性があります。
5. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
7. 引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご参照下さい。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株数 単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受 契約の 内容
未定 (注) 1. (注) 2.	未定 (注) 2.	自 平成28年 9月 6日(火) 至 平成28年 9月 9日(金)	100	未定 (注) 2.	引受人の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	東京都千代田区大手町一丁目 5番 1号 みずほ証券株式会社	未定 (注) 3.

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1. と同様であります。
2. 売出価格及び申込証拠金は、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一となります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 引受人の買取引受による売出しにおける引受価額は、本募集における引受価額と同一となります。
3. 引受人の引受価額による買取引受によることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年9月5日)に決定する予定であります。
- なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、引受人の買取引受による売出しに係る株券は、発行されません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
一 入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
一 入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式 ブックビルディング方式	54,000	83,160,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 54,000株
計(総売出株式)	—	54,000	83,160,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘査し、みずほ証券株式会社が行う売出しがあります。したがってオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社は、取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。
- なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,540円)で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)3. に記載した振替機関と同一であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約の 内容
未定 (注) 1.	自 平成28年 9月 6日(火) 至 平成28年 9月 9日(金)	100	未定 (注) 1.	みずほ証券株 式会社の本店 並びに全国各 支店及び営業 所	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、引受人の買取引受による売出しにおける株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、オーバーアロットメントによる売出しに係る株券は、発行されません。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
4. みずほ証券株式会社の販売方針は、「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)
(2) ブックビルディング方式」の(注) 7. に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1. 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、みずほ証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2. グリーンシューオプションとシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である中村慶郎及び佐藤亨樹(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、主幹事会社は、54,000株を上限として貸株人より追加的に当社株式を取得する権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成28年10月7日を行使期限として貸株人より付与される予定であります。

また、主幹事会社は、平成28年9月14日から平成28年10月7日までの間、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、グリーンシューオプションを行使しない予定であります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないかもしくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3. ロックアップについて

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である中村慶郎及び佐藤亨樹、売出人である金城聖薰、株式会社正聖会、鈴木謙司、石田孝之、柳径太、高橋康浩及び馬谷亨、当社株主である慶キャピタル株式会社、TSK capital株式会社、脇山季秋、五代儀直美、碓井純、三戸理、汀和久、近藤皓、中西優、岩田啓一、若菜治彦、米倉稔、海渡雅由、鮎川力也及び西野伸一郎は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む。)後180日目の平成29年3月12日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却(ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと、グリーンシューオプションの対象となる当社普通株式を主幹事会社が取得すること及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。)等は行わない旨合意しております。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行(ただし、本募集、株式分割、ストック・オプションとしての新株予約権の発行等を除く。)等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第7期
決算年月	平成27年12月
売上高 (千円)	3,606,544
経常利益 (千円)	78,518
当期純利益 (千円)	40,238
包括利益 (千円)	39,126
純資産額 (千円)	155,865
総資産額 (千円)	1,100,504
1株当たり純資産額 (円)	79.58
1株当たり当期純利益 金額 (円)	20.75
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—
自己資本比率 (%)	14.0
自己資本利益率 (%)	26.1
株価収益率 (倍)	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	△41,689
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△23,490
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	133,618
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	202,582
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (名)	70 [—]

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 当社は平成27年10月30日付で連結子会社である株式会社DI Continentsを設立したことに伴い、第7期より連結財務諸表を作成しております。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 当連結会計年度(第7期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
6. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。平均臨時雇用者数は、従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。
7. 当社は、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第7期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
売上高 (千円)	90,782	754,121	2,120,922	2,787,365	3,607,844
経常利益 (千円)	957	7,612	27,019	25,907	81,861
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	1,110	△9,614	7,856	23,086	42,481
持分法を適用した場合 の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	72,745	72,745	72,745	89,674	89,674
発行済株式総数 (株)	14,183	14,183	14,183	19,392	19,392
純資産額 (千円)	58,902	49,287	57,143	114,088	156,570
総資産額 (千円)	60,335	298,119	575,808	697,400	1,099,469
1株当たり純資産額 (円)	4,153.02	3,475.11	4,029.02	58.83	80.74
1株当たり配当額 (1株当たり中間 配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額(△) (円)	78.30	△677.91	553.91	15.32	21.91
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	97.6	16.5	9.9	16.4	14.2
自己資本利益率 (%)	1.9	—	14.8	27.0	31.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△72,933	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△11,672	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	58,023	—
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	134,144	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (名)	2 [—]	25 [—]	36 [—]	53 [—]	70 [—]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第7期より連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー及び現金及び現金同等物の期末残高は記載しておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
4. 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
5. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
6. 第3期、第4期及び第5期は、キャッシュ・フロー計算書を作成していないため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。また、第7期より連結キャッシュ・フロー計算書を作成しているため、キャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。

7. 主要な経営指標等のうち、第3期から第5期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
8. 第6期及び第7期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
9. 第4期の自己資本利益率については、当期純損失のため記載しておりません。
10. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。平均臨時雇用者数は、従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。
11. 当社は、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第6期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
12. 当社は、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
なお、第3期、第4期及び第5期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
決算年月	平成23年12月	平成24年12月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月
1株当たり純資産額 (円)	41.53	34.75	40.29	58.83	80.74
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失金 額(△)	0.78	△6.78	5.54	15.32	21.91
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

当社は、平成21年に東京都渋谷区恵比寿において、Webサイトの企画・制作・運営等を事業目的として、現在の株式会社デジタルアイデンティティの前身である「株式会社クリスタライフ」を創業いたしました。

その後、平成22年に有限会社ビズスタイルよりSEM(注1)コンサルティング事業の譲受を行ったことを契機にデジタルマーケティング事業の主力サービスである運用型広告サービス及びSEOコンサルティングサービスの展開を開始し、商号も「株式会社デジタルアイデンティティ」に変更いたしました。

当社設立以後の企業集団に係る経緯は、次のとおりあります。

年月	概要
平成21年6月	東京都渋谷区恵比寿一丁目にWebサイトの企画・制作・運営等を目的として株式会社クリスタライフ(資本金10,000千円)を設立、デジタルマーケティング事業を開始
平成22年5月	東京都渋谷区恵比寿一丁目に、当社子会社として株式会社ビズスタイル(平成26年3月清算結了)を設立(設立時出資比率100%、資本金9,000千円) 当社子会社である株式会社ビズスタイルが、有限会社ビズスタイルよりSEMコンサルティング事業を譲受(注4)、運用型広告サービス及びSEOコンサルティングサービスを開始
平成23年6月	本社を渋谷区恵比寿一丁目に移転
平成24年3月	株式会社クリスタライフから株式会社デジタルアイデンティティに商号変更
平成24年5月	当社子会社である株式会社ビズスタイルより当社にデジタルマーケティング事業を譲受 インターネット広告運用・管理業務を行う当社子会社として、株式会社ディ・アイ・メディア(平成26年6月清算結了)を福岡市中央区天神に設立(設立時出資比率100%、資本金1,000千円)
平成24年7月	本社を渋谷区広尾一丁目に移転
平成24年11月	ライフテクノロジー事業において、自社アプリの企画・開発・運用を開始
平成25年7月	本社を渋谷区恵比寿南一丁目に移転
平成25年11月	ソラソル株式会社よりクリエイティブサービスに係る事業を譲受
平成26年2月	当社子会社である株式会社ディ・アイ・メディアより当社にインターネット広告運用・管理業務を移管
平成27年10月	海外投資用不動産のポータルサイト運営を目的として、東京都渋谷区恵比寿南一丁目に当社子会社である株式会社DI Continents(出資比率66.9%、資本金4,000千円)を設立

(注) 1. SEMとは、Search Engine Marketingの略で、SEO(注2)やリストティング広告(注3)を含む検索エンジン上のマーケティングのことを指します。

2. SEOとは検索エンジン最適化(Search Engine Optimization)の略称で、検索エンジンに対して、Webサイトを正しく認識して貰えるように、企業のWebサイトを最適化することを指します。
3. リストティング広告はマーケティング手法の一つであり「検索連動型広告」とも言われます。検索エンジンでユーザーがあるキーワードで検索した時に、検索語と関連性の高い広告を選択して表示する広告手法のことを指します。
4. 株式会社ビズスタイルは、SEMコンサルティング事業を有限会社ビズスタイルから事業譲受することを目的として設立された当社子会社であり、有限会社ビズスタイルと株式会社ビズスタイルを含む当社グループとは、資本関係及び人的関係はございません。

3 【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社1社(株式会社DI Continents)により構成されており、インターネットや情報端末が広く普及した現代社会において、情報やサービスを提供する企業や個人とそれを利用する消費者との間で、新たな価値を創造し続けたいという思いから、「創造の連鎖」を企業ビジョンとして掲げ、リスティング広告(※1)を中心とする運用型広告サービス、SEOコンサルティングサービス、クリエイティブサービスを中心とするデジタルマーケティング事業、及び占いを主要カテゴリーとしたネイティブアプリ(※2)の企画・制作・開発・運営を行うライフテクノロジー事業を行っております。

当社グループは、これまでインターネット業界において、SEM(※3)コンサルティングに係るサービス提供で得たノウハウ、テクノロジーを用いたデジタルマーケティング戦略をクライアント企業に提供して参りました。その中でも最も重視してきたのがインターネットを利用する個人一人ひとりの興味や心理状況、行動特性を分析した上で、最適なコミュニケーションをデザインすることです。当社グループではこれを「アイデンティティ設計」と呼んでおります。テクノロジーの進化に伴い、インターネットが、テレビや店頭ディスプレイ、電車内広告、家電などと融合し、より消費生活に溶け込んでいく流れが加速する中で、デジタルを介した消費行動全般の最適化を目指しております。当社グループでは、デジタル領域での「アイデンティティ設計」に基づき、クライアント企業に対してベストソリューションを提供することで、クライアント企業とその顧客・ユーザー間の最適なコミュニケーションを創造し続けることを目指しております。

また、当社グループにおいては、「もっと便利に、もっと豊かに、もっと面白く」をテーマとし、自社メディア・アプリの制作・運用により、インターネットユーザーにとって価値あるコンテンツやツールの提供を目的としたサービスを展開しております。

今後も当社グループは、クライアント企業の広告効果を最大化するデジタルマーケティング戦略の提供と自社メディア・アプリの制作・運用によるインターネットユーザーへの付加価値の提供を両輪とする、「インターネット+α」のサービス展開により、社会的付加価値を創造し続けていきたいと考えております。

当社グループの事業は、「デジタルマーケティング事業」と「ライフテクノロジー事業」の2つのセグメントに分かれており、各事業の主な内容は以下のとおりであります。

(1) デジタルマーケティング事業

(事業概要)

当社グループは、消費行動の変化に伴い、リスティング広告、ソーシャルメディア、スマートフォン向けの広告、DSP(※4)/DMP(※5)、その他ディスプレイ広告(※6)、ネイティブ広告(※7)、動画広告(※8)、オウンドメディア(※9)とサービスラインナップを拡張し、クライアント企業のデジタルマーケティング施策に関するトータルソリューションを提供しております。今後も、ウェアラブルデバイス(※10)市場やIoT(※11)市場の隆盛に伴い、複雑・多様化していく消費者とのコンタクトポイントに併せて、最適なソリューションを提供しております。

当社グループは、デジタルマーケティング事業において、オリジナルメソッド「アイデンティティ設計」を用いた企画・運用を実施しております。ユーザーのニーズごとにユーザー属性を分類し、行動仮説を立てクライアント企業のターゲットとなり得るユーザーに対して効果的なコミュニケーション経路を設計しております。この「アイデンティティ設計」に基づき全ての施策を設計することで、仮説検証が行いやすく、効率的なPDCA(Plan Do Check Action)サイクルの運用が可能であり、クライアント企業における広告効果について、継続的かつタイムリーな検証と改善の実行を可能としております。

この結果、当社グループではクライアント企業との継続的な取引を実現しており、「アイデンティティ設計」を用いた運用戦略策定力と組織的な運用体制により、クライアント企業にとって最適なサービスを安定的に提供することが可能になっております。

当社グループのデジタルマーケティング事業の主要なサービスの内容は以下のとおりであります。

① 運用型広告サービス

インターネットを利用して情報を探しているユーザーの多くは、Google、Yahoo!に代表される検索エンジンを利用しており、リスティング広告やディスプレイ広告をはじめとする運用型広告は、これらのユーザーを効率良く集客し、成果に導くために効果的なインターネット上の集客手法であります。当社グループでは、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案によりクライアント企業との顧客・ユーザーとの間の最適なコミュニケーションを設計しております。

また、当社グループの運用体制としては、顧客対応に注力する営業担当、運用改善戦略の策定に注力するコンサルタント、戦略を実行レベルに落としこむアドプランナー、戦略を実行する運用担当の4レイヤーによる完全分業制を敷いております。一般的には、営業、コンサルタント、運用担当の3レイヤーによる運用体制が多く見られますが、当社グループでは、コンサルタントが立案した戦略を具体化し、運用担当へディレクションを行うアドプランナーを設置していることが特徴となっております。

これにより、コンサルタントが運用ディレクション業務から離れ、運用改善戦略の策定に専念できるため、運用改善が停滞することなく、クライアント企業におけるプロモーション戦略に対して迅速に対応できることが強みであります。また、完全分業制により各業務工程を内製化することで、人材が育ち、サービスレベルの向上に繋がっております。

なお、当社グループが提供する運用型広告の主なサービスラインアップは以下のとおりであります。

(リスティング広告)

リスティング広告は、クリック課金のメニューが多く、クリック単価は掲載順位、広告文のクリック率等から算出されます。広告を掲載媒体であるサイト上に表示させるだけでは広告費が発生しないのが特長であります。昨今ではユーザーが検索を行う際の環境(デバイス)がパソコン、携帯(モバイル)だけではなく、スマートフォン、タブレット等も増加しており、ユーザーが利用するデバイスやキーワードをマッチさせる集客設定を行うことが成果を出すうえで重要となっております。

当社グループでは、「アイデンティティ設計」に基づいてユーザーの行動を分析することにより、適切なターゲットユーザーの設定と、より有効なキーワード選定を行うことによって、クライアント企業のニーズを満たす広告運用サービスを継続的に提供することを可能としております。

(運用型ディスプレイ広告)

ディスプレイ広告とは、ユーザーの性別、年代、興味・関心などの条件を設定し、各条件に一致するユーザーが閲覧しているコンテンツページに広告を掲載する広告配信手法を指します。リスティング広告の掲載だけでは接触できない、見込みユーザーや潜在ユーザーとの接触機会を増加させるのに有効な手法であります。

当社グループでは、キーワードの選定だけでは構築が難しいリターゲティング(※12)の設定や、最適な広告配信先選定を行うことにより、クライアント企業のニーズを満たす広告運用サービスを継続的に提供することを可能としております。

② SEOコンサルティングサービス

SEOとは検索エンジン最適化(Search Engine Optimization)の略称で、検索エンジンに対して、Webサイトを正しく認識して貰えるように、企業のWebサイトを最適化することを指します。検索エンジンから訪問するユーザーは自ら商品やサービスの情報を探して、特定のキーワードで検索を行っているため、クライアント企業における顧客獲得の成果に結びつきやすく、SEO対策はインターネットを活用したプロモーションを考える上で有効な手段となっております。

当社グループでは、Google、Yahoo!等の主要な検索エンジンで使用されている検索アルゴリズムの概念は「ユーザーにとって有益な情報を提供すること」であると考え、ユーザビリティを重視したサイト設計を行い、ユーザーにとって有益な情報と優良なコンテンツを作成し続けることで、Webサイト自体の価値を高めることが最良のSEOであると考えております。

そのため、「アイデンティティ設計」によりユーザーニーズを徹底的に洗い出し、最適なターゲットを設定してSEO対策を行うことで、特定キーワードの上位表示だけではなく、多数のキーワードでの上位表示を実現し、PV(※13)数やCV(※14)数を改善するためのコンサルティング要素を含んだSEO対策をクライアント企業に提案しております。同時に、クライアント企業のサイト構成の適正化提案も行うことで、サイトへの流入数と成果数を改善し、成果に繋がる集客やブランドの浸透に貢献しております。

③ クリエイティブサービス

当社グループでは、クライアント企業が開設するWebサイトの企画・設計・制作から、企業のFacebookページ、広告クリエイティブの制作を行っております。

「アイデンティティ設計」を基盤に、Webサイトを訪れるユーザーのニーズや心理分析・行動仮説を踏まえ、ターゲットユーザーのニーズに合わせた、コンテンツの内容、画面構成、デザイン、効果的な集客導線やサイト導線を提案することで、クライアント企業における顧客獲得の成果を追求したWebサイトの設計及び制作を行っております。

また、当社グループのクリエイティブサービスの体制について、運用型広告と同様に、企画を考えるディレクター、デザインを作成するデザイナー、コーディングを実施するコーダーの完全分業制を敷いており、工程の内製化により、人材育成と、サービス品質の向上に繋がっております。

④ その他サービス

当社グループでは、上記サービスの他、アクセス解析等を用いて運用型広告・SEO対策の戦略設計と最適化を行なうSEMコンサルティング、動画広告、ソーシャルメディア広告(※15)、純広告(※16)、アフィリエイト広告等のサービスを提供しております。これらのサービスをワンストップで提供することにより、クライアント企業のデジタルマーケティング施策の総合的なサポートを実施しております。

また、当社グループでは、不動産・金融を主要領域として、オウンドメディアの企画・制作・運営を行うデジタルコミュニケーションメディアサービスを提供しております。連結子会社である株式会社DI Continentsにおいては、海外の投資用不動産のポータルサイトである「Global Homes」を運営しております。また、当社グループでは、カードローンをはじめとした金融サービス等を対象としたメディアの運営も行っております。これらのメディアでは、情報掲載料や広告掲載料が主な収益源となっております。

(2) ライフテクノロジー事業

ライフテクノロジー事業においては、占いを主要カテゴリーとしたネイティブアプリの企画・開発・運営を中心に行っており、Apple Inc.の運営する「App Store」及びGoogle Inc.の運営する「Google Play」等の配信プラットフォーム、及びアプリ以外のブラウザを通じて、スマートフォンユーザーに提供しております。

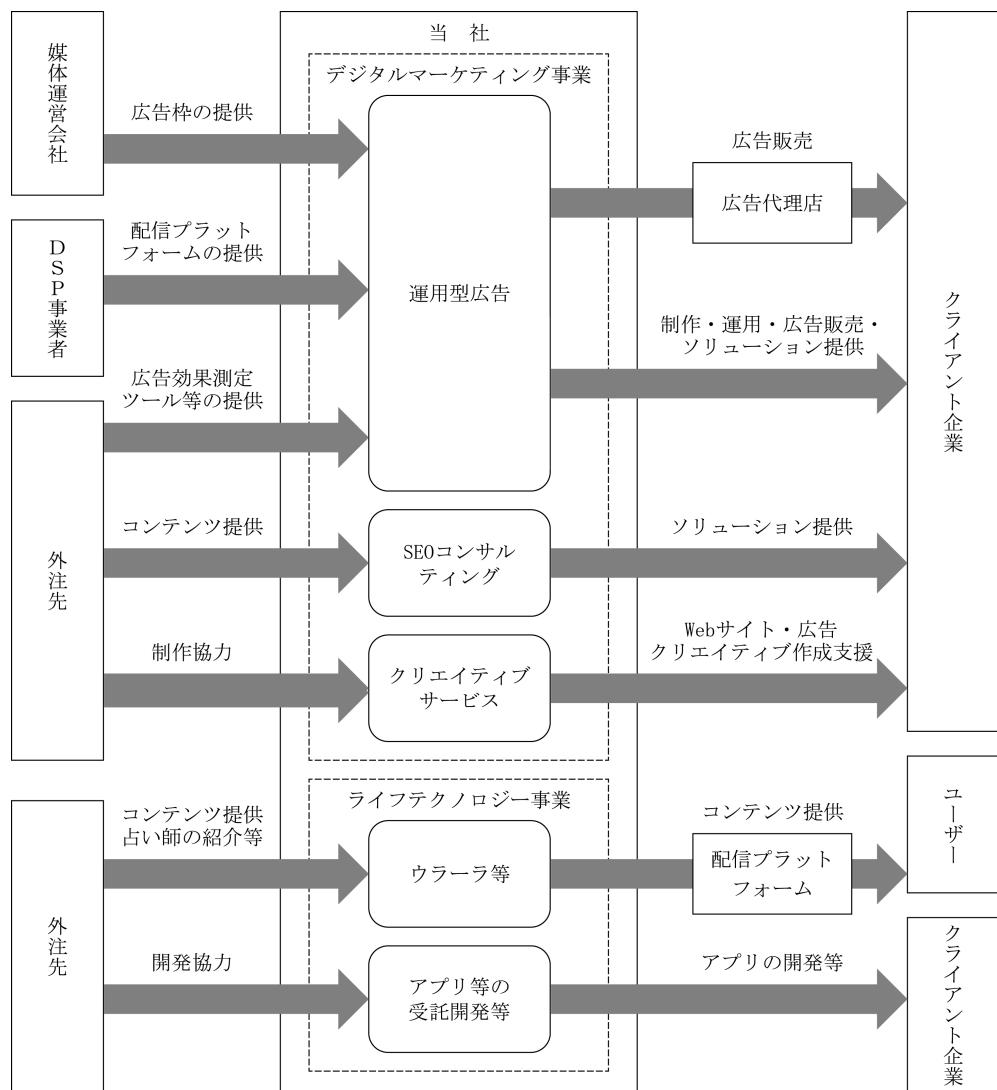
主力サービスである「チャットで話せる占いアプリ-ウラーラ」は、占い師とユーザー間のリアルタイムコミュニケーションによる占い鑑定を可能にしたオンラインチャット占いアプリであります。文字数に応じて鑑定料が課金されるため、鑑定時間を気にせずユーザーのペースで相談できることも特徴であります。平成28年6月における在籍占い師数は279名、サービス開始時からの鑑定実績は26万件を超えております。継続的なユーザビリティの向上と運用レベルの向上により、長期間の安定的な収益獲得が可能なサービスと位置づけております。また、ウラーラでは、占いコンテンツ販売、電話占い鑑定、メール占い鑑定サービスも実施しており、ユーザーのニーズに応じてサービスラインアップを拡充しております。

また、当社グループでは、アプリの企画・開発・運営の全てを内製化した自社開発を行っており、ユーザーのニーズに応じた機能を適時に取り入れたサービスを提供することが可能であります。また、外部業者への開発委託と比較して、コスト面での優位性があることも強みであります。

なお、上記占いアプリの企画・開発・運営のほか、オンラインチャット占いアプリの開発で培った技術を基盤とし、世の中のライフスタイルの変化に応じたサービスツールを開発・提供しており、現在、動画通話機能を実装した遠隔診療用チャットアプリシステムの受託開発を行っております。

〔事業系統図〕

事業の系統図は、次のとおりであります。



(注) 連結子会社である株式会社DI Continents及び同社が運営する「Global Homes」(デジタルマーケティング事業)については、重要性の判断により事業系統図では記載を省略しております。

(用語集)

- ※1 リスティング広告はマーケティング手法の一つであり「検索連動型広告」とも言われます。検索エンジンでユーザーがあるキーワードで検索した時に、検索語と関連性の高い広告を選択して表示する広告手法のことを指します。
- ※2 ネイティブアプリとは、主にスマートフォン向けに提供されるアプリを指し、端末のCPUが直接処理・実行できる形式でコードが記述されているアプリの総称であります。
- ※3 SEMとは、Search Engine Marketingの略で、SEOやリスティング広告を含む検索エンジン上のマーケティングのことを指します。
- ※4 DSPとは、Demand Side Platformの略で、広告出稿を行う広告主サイドが使用する広告配信プラットフォームのことであり、広告主サイドの広告効果の最大化を支援するツールを指します。
- ※5 DMPとは、Data Management Platformの略で、インターネット上の様々なサーバーに蓄積されるビックデータや自社サイトのログデータなどを一元管理、分析し、広告配信の最適化を実現するためのプラットフォームを指します。
- ※6 ディスプレイ広告とは、画像や動画などを中心とした視覚的要素の強いコンテンツを用いた広告の総称であります。
- ※7 ネイティブ広告はマーケティング手法の一つであり、インターネット上のメディアに掲載される広告の表示形式や内容などが、そのメディアに掲載されている記事などと同じ形式で一体的に表示される広告手法のことを指します。
- ※8 動画広告とは、Web広告の一種で、広告枠に動画を埋め込んで再生するものであります。
- ※9 オウンドメディアとは、企業が発信したい情報を、ユーザー目線に合わせてコンテンツ化し発信するインターネットメディアであります。
- ※10 ウエアラブルデバイスとは、腕時計や眼鏡のように身につけて持ち歩くことが可能な情報端末の総称であります。
- ※11 IoTとは、Internet of Thingsの略で、あらゆる物がインターネットを通じて繋がることによって実現する新たなサービス、ビジネスモデル、またはそれを可能とする要素技術の総称であります。
- ※12 リターゲティングとは、広告主のWebサイトを訪問したユーザーの行動を追跡し、他のWebサイト上で再訪を促すような広告を配信する広告手法のことを指します。
- ※13 PVとは、Page Viewの略で、Webサイト内の特定のページが閲覧された回数を表し、一定の期間においてWebサイトがどのくらい閲覧されているかを測るための指標を指します。
- ※14 CVとは、Conversionの略で、Webサイトの閲覧者が、会員登録や資料請求、商品購入などの企業の定義した最終成果となる行動に至ることを指します。
- ※15 ソーシャルメディア広告とは、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）などのソーシャルメディアにおいて、ユーザー同士のつながりを情報として取り込んだ上で広告を配信する広告手法のことを指します。
- ※16 純広告とは、特定の広告媒体における一定期間の掲載又は一定回数の広告表示に対し、料金を支払い掲載を行う広告手法のことを指します。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社DI Continents	東京都渋谷区	4,000	デジタルマ ーケティン グ事業	66.9	Webサイトの制作・運 用業務の受託、管理 部門業務の受託 役員の兼務3名

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年6月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
デジタルマーケティング事業	68
ライフケノロジー事業	9
全社(共通)	3
合計	80

(注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員が従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。

2. 全社(共通)は、特定のセグメントに区分できない管理部門の従業員であります。

(2) 提出会社の状況

平成28年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
80 [—]	29.3	1.6	4,138

セグメントの名称	従業員数(名)
デジタルマーケティング事業	68
ライフケノロジー事業	9
全社(共通)	3
合計	80

(注) 1. 従業員数は、契約社員を含む就業人員数であります。臨時雇用者数は、最近1年間の平均人員が従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。

2. 従業員数欄の【外書】は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。

3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

5. 最近1年間において従業員が12名増加しております。主な理由は、業容の拡大に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は結成されておりませんが、労使関係については円滑な関係にあり、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

当社グループは、第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

(1) 業績

第7期連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済対策・金融政策等の効果を背景とする企業収益の改善が雇用・所得環境の改善につながり、設備投資に持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調であったものの、物価上昇や個人消費低迷への懸念、中国経済の失速懸念に伴う不透明感の強まりや原油価格の下落による海外経済の下振れリスク等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの主要事業領域の一つであるインターネット広告市場は、スマートフォン・動画・新しいアドテクノロジーを利用した広告が堅調に伸長しており、平成27年には1兆1,594億円(前年比110.2%:株式会社電通発表)に拡大しております。そのなかでも、当社が最も注力する運用型広告市場は、平成27年で6,266億円(同121.9%:株式会社電通発表)であり、継続的かつ順調に拡大しております。

このような環境のもと、当社グループは、デジタルマーケティング事業において主力サービスである運用型広告の拡販に引き続き注力するとともに、ライフテクノロジー事業では、主力アプリである「チャットで話せる占いアプリ-ウラーラ」において、新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策を講じ、収益拡大に向けた取組みを推進して参りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は3,606,544千円、営業利益80,402千円、経常利益78,518千円、当期純利益40,238千円となりました。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

① デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業については、人材採用・人材教育に注力することで販売体制の強化を図り、リストティング広告、ディスプレイ広告等を中心とした、運用型広告の拡販に引き続き取り組んで参りました。

当連結会計年度においては、運用型広告案件の既存取引先からの受注額の増額や新規取引先の獲得が順調に推移したことに加え、SEOコンサルティング、クリエイティブサービスに係る案件受注が安定的に推移いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は3,494,952千円、セグメント利益(営業利益)は、423,042千円となりました。

② ライフテクノロジー事業

当連結会計年度においては、「チャットで話せる占いアプリ-ウラーラ」をはじめとする占いアプリを中心コンテンツの企画開発・販売に引き続き取り組んで参りました。また、提供するアプリの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得するために、主にWeb媒体を中心とした広告プロモーション施策を実施する等、ライフテクノロジー事業の収益拡大のためにリソースを投下して参りました。これにより、平成27年12月における在籍占い師数は187名、サービス開始時からの鑑定実績は15万件を超しております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は111,591千円となったものの、上記のプロモーション施策に関連する費用の発生等により、セグメント損失(営業損失)は、72,336千円となりました。

第8期第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

当社グループの主要事業領域の一つであるインターネット広告市場は、スマートフォン市場の成長や動画広告、新しいテクノロジーを活用した広告配信の浸透が下支えし継続的に成長しており、前年比116.4%の成長率を示しており、広告市場全体の伸びを大きく上回って継続的に成長しております(経済産業省『特定サービス産業動態統計速報(平成28年5月分)』によります。)。

このような環境のもと、当社グループは、デジタルマーケティング事業において主力サービスである運用型広告の拡販に引き続き注力するとともに、ライフテクノロジー事業では、主力アプリである「チャットで話せる占いアプリ-ウラーラ」において、新規ユーザー獲得のためのプロモーション施策を講じ、収益拡大に向けた取組みを推進して参りました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は2,270,288千円、営業利益161,467千円、経常利益160,266千円、親会社株主に帰属する四半期純利益113,408千円となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① デジタルマーケティング事業

デジタルマーケティング事業については、人材教育・人材採用に注力することで販売体制の強化を図り、リストティング広告、ディスプレイ広告等を中心とした、運用型広告の拡販に引き続き取り組んで参りました。

当第2四半期連結累計期間においては、運用型広告案件の既存取引先からの受注額の増額や新規取引先の獲得が順調に推移したことに加え、SEOコンサルティングサービス、クリエイティブサービスに係る案件受注が安定的に推移いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は2,165,729千円、セグメント利益(営業利益)は、302,835千円となりました。

② ライフテクノロジー事業

当第2四半期連結累計期間においては、「チャットで話せる占いアプリ-ウラーラ」をはじめとする占いアプリを中心にコンテンツの企画開発・販売に引き続き取り組んで参りました。また、提供するアプリの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得するために、主にWeb媒体を中心とした広告プロモーション施策を実施する等、ライフテクノロジー事業の収益拡大のためにリソースを投下して参りました。これにより、平成28年6月における在籍占い師数は279名、サービス開始時からの鑑定実績は26万件を超えております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は104,558千円となったものの、上記のプロモーション施策に関連する費用の発生等により、セグメント損失(営業損失)は、11,036千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第7期連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の期末残高は、202,582千円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果使用した資金は41,689千円となりました。これは主に税金等調整前当期純利益61,274千円、仕入債務の増加180,987千円があった一方で、売上債権の増加166,107千円、預け金の増加168,882千円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は23,490千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出13,764千円、敷金及び保証金の差入による支出14,810千円等があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は133,618千円となりました。これは主に、短期借入金の純増額100,000千円、長期借入れによる収入80,000千円、長期借入金の返済による支出49,032千円等があったことによるものです。

第8期第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物の四半期末残高は、259,469千円となりました。当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は69,721千円となりました。これは主に税金等調整前四半期純利益160,266千円、仕入債務の減少3,139千円、売上債権の増加9,415千円、預け金の増加16,213千円等があったことによるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は6,345千円となりました。これは主に無形固定資産の取得による支出5,836千円、敷金及び保証金の差入による支出600千円等があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は6,490千円となりました。これは主に、短期借入金の純増額30,000千円、長期借入金の返済による支出36,490千円があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループで行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載に馴染まないため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

第7期連結会計年度及び第8期第2四半期連結累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第7期連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		第8期第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)	前年同期比(%)
デジタルマーケティング事業	3,494,952	—	2,165,729	—
ライテクノロジー事業	111,591	—	104,558	—
合計	3,606,544	—	2,270,288	—

(注) 1. 当社は第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比については記載しておりません。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第7期連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)		第8期第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
Supership株式会社	460,152	12.8	256,845	11.3

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

当社グループの主要事業領域の一つであるインターネット広告市場は、スマートフォン市場の成長や動画広告、新しいテクノロジーを活用した広告配信の浸透が下支えし継続的に成長しております。当社グループはそのような事業環境の中で、顧客満足度の高いサービスを継続的に提供し、市場における更なる評価を得るべく、以下の施策に取り組んで参ります。

(1) デジタルマーケティング事業

① 運用型広告の強化

当社グループは、インターネット広告代理事業を行うだけでなく、データ解析及び細分化された仮説検証による独自のマーケティングメソッドに基づくコンサルティングを実施することにより、ユーザー視点に立脚した戦略立案、専門部隊による運用、綿密な分析に基づく改善提案により、クライアント企業とその顧客・ユーザーとの間に最適なコミュニケーションを設計して参りました。今後も、新たな技術やツールに柔軟に対応したサービスの提供を推進して参ります。

② インターネット広告市場におけるシェア拡大

わが国の広告支出においては、インターネットメディアがテレビに次ぐ広告メディアへと成長しております。当社グループのデジタルマーケティング事業が属するインターネット広告市場は、平成27年には1兆1,594億円(前年比110.2%:株式会社電通発表)と前年に引き続き伸長しており、中でも主力サービスである運用型広告市場は6,266億円(前年比121.9%:株式会社電通発表)と大きく伸長しております。

このような環境の中、当社グループの業績も堅調に伸長しておりますが、拡大中のデジタルマーケティング市場における需要の取り込みを更に加速させて参ります。

(2) ライフテクノロジー事業

① アプリ知名度の向上とユーザー数の拡大

当社グループが開発したアプリの知名度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得することにより、有効な広告枠の提供を行うことが可能となり、ライフテクノロジー事業における成長に加えデジタルマーケティング事業における有用な媒体として利用可能となります。そのため、より多くのユーザーに利用していただけるアプリを提供し、ユーザー数の拡大に努めて参ります。

② サービスラインアップの拡充

スマートフォンに代表される高機能モバイル端末の普及が世界的に進み、インターネットユーザーのスマートデバイスへの接触時間が増大している中で、消費者の生活に深く入り込んだ新たなサービスが相次いで提供され、関連するマーケットが拡大しております、平成27年には5,601億円(前年比127.6%:経済産業省発表『特定サービス産業動態統計(平成28年1月分)』)と伸長しております。

当社グループは、これらの新しい潮流を確実に捉え、アプリを利用した専門家へのチャット相談という仕組みを活用し、金融、法律、教育などの分野でサービスラインアップの拡充に取り組み、新たな収益獲得手段の一つとして推進して参ります。

(3) 新技術への対応

当社グループが属する業界では技術革新が絶え間なく行われており、近年はIoTやVR(注)の進展、AI(人工知能)の活用等により、デジタルテクノロジーの進化が消費者の行動を著しく変化させております。このような事業環境の基で、当社グループが継続的に事業を拡大していくためには、新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおります。

(注) VRとは、バーチャルリアリティの略称であり、人間の感覚器官に働きかけ、現実ではないが実質的に現実のように感じられる環境を人工的に作り出す技術の総称であります。

(4) 海外展開への対応

経済活動のグローバル化に伴い、デジタルマーケティング市場及びアプリ市場においてもグローバル化が進んでおり、当社グループにおいても、海外市场への対応が必要であると認識しております。

かかる課題に対して、当社グループでは市場調査をすすめており、デジタルマーケティング事業においては、海外の投資用不動産のポータルサイトである「Global Homes」を運営しており、ライフテクノロジー事業においては、アプリ既存タイトルの海外展開の可能性等を検討しております。

(5) 人材確保と人材育成

当社グループの企業規模の拡大及び成長のためには、高付加価値なサービスを提供し、継続的に高い顧客満足度を得る必要があると考えております。そのためには、社員全員が経営理念や経営方針を深く理解し、チームワークを発揮していく必要があります。当社グループでは、採用活動を積極的に推進するとともに、社員への教育体制の整備及び改善を図り、チームを構成する個々人の才能を伸ばす取り組みを推進して参ります。

(6) 内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の企業規模の拡大及び成長を見込んでおります。そのため、企業規模拡大に応じた内部管理体制の構築を図るために、コーポレート・ガバナンスを重視し、リスクマネジメントの強化、並びに金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえた内部統制の継続的な改善及び強化を推進して参ります。

また、当社の事業に関連する法規制や社会的要請等の環境変化にも対応すべく、内部管理体制の整備及び改善に努めて参ります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、リスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下のとおり記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 全社共通のリスクについて

① 技術革新について

当社グループはインターネット関連技術に基づいて事業を展開しておりますが、新技術の開発やそれらを利用した新サービスの導入が相次いで行われており、インターネットビジネスの業界環境は変化が激しくなっております。このため、当社グループは、新技術及び新サービスの開発を継続的に行うとともに、優秀な人材の確保に取り組んでおりますが、環境変化への対応が遅れた場合には、当社グループの競争力が低下する可能性があります。また、新技術及び新サービスの開発に対応するために多大な支出が必要となった場合には、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

② 市場動向について

当社グループのデジタルマーケティング事業が属するインターネット広告市場及びライフテクノロジー事業が属するインターネットメディア市場は、インターネット利用者の増加、スマートフォン端末の普及、企業の経済活動におけるインターネット利用の増加等により高成長を続けて参りました。当社グループでは、雑誌、新聞、テレビ、ラジオ等の媒体は縮小傾向を示している一方で、ビッグデータ時代到来に伴う消費者行動や、消費及び購買行動のデータを集積・分析できるデジタルメディアによるマーケティング分析手法の確立により、デジタルマーケティング事業に係る市場は更なる成長が見込まれることから、このような傾向は今後も継続していくと考えておりますが、何らかの事情により、市場成長が阻害されるような状況が生じた場合には、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 新規事業について

当社グループは事業規模の拡大及び収益基盤の強化のため、今後も新サービスもしくは新規事業の展開に積極的に取り組んで参りますが、これにより、人材採用やシステム開発等の追加的な投資が発生し、安定的な収益を生み出すには時間を要することがあります。また、新サービス、新規事業の展開が当初の計画通りに進まない場合には、投資回収ができなくなる可能性や、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

(2) デジタルマーケティング事業に係るリスクについて

① 景気動向の変動によるリスク

当社グループが取扱うインターネット広告は、市場変化や景気動向の変動により広告主が広告費用を削減する等、景気動向の影響を受ける可能性があります。また、広告主の倒産等により、広告代金の回収が不可能となつた場合には、当社グループが媒体運営会社や制作会社に媒体料金や制作費を負担することとなり、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

② 媒体運営会社との取引関係に係るリスク

デジタルマーケティング事業は、取引形態の性質上、媒体運営会社からの広告枠の仕入れに依存しているため、媒体運営会社との良好な取引関係維持に努めておりますが、媒体運営会社との取引関係に変化が生じた場合には、広告主にとって集客に最適な広告枠の調達が困難になり、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 特定の取引先への依存について

デジタルマーケティング事業においては、主要顧客層との安定的な取引を継続しております。しかしながら、顧客企業の事業方針の変更等何らかの理由により、主要顧客と当社グループとの取引が大きく縮小した場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

また、媒体運営会社のうち、ヤフー株式会社の提供する「Yahoo!プロモーション広告」及びGoogle, Inc. の提供する「アドワーズ広告」の取次額(媒体費用)への依存度が高くなっています。平成27年12月期における2社合計の取次額(媒体費用)は、媒体費総額の約93%を占めています。これら2社との良好な関係の維持には十分留意しておりますが、2社それぞれの事業方針の変更や契約の更新内容、また契約の更新ができなかった場合には、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 競合について

デジタルマーケティング事業は、複数の競合会社が存在しているため、当社グループでは、企画力、提案力、仕入力等の強化や広告主との良好な取引関係の維持等を積極的に取り組み競争優位性の確保に努めていますが、顧客獲得のための競争の激化等により収益性の低下等を招き、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

⑤ 法的規制について

デジタルマーケティング事業においては、以下の法的規制を受けております。

i. 商標法・著作権法

広告主が使用するキャッチフレーズや用語について、広告主が他社の商標又は著作権を侵害した場合に、当社グループが代理店として介在していることにより、当社グループが共同侵害したものとして、権利者からクレームを受ける可能性があります。クレームを受けた場合、問題広告の差止、損害賠償請求を受ける可能性があり、広告の差止が認められる可能性があります。

ii. 不正競争防止法

不正競争防止法では、他者のロゴやマークの使用、他者の信用を毀損する広告表示を禁止しており、禁止に違反した広告主のみならず、代理店として介在した当社グループに対しても禁止違反の効果が及ぶ可能性があります。禁止違反の効果としては、禁止行為によって利益を侵害された者からの差止・損害賠償請求及び刑事罰が科される虞があります。

iii. 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(以下、「医薬品医療機器等法」)

医薬品医療機器等法第66条、第68条においては、主体を問わず何人たりとも、医薬品等に関する誇大広告及び医薬品として承認を受けていない食品等の効能・効果に関する広告を禁止しております。禁止違反の効果については、行政による表示・広告の改善指導があります。医薬品医療機器等法違反を受けての違反事例の公開に加え、法令には懲役刑を含む刑事罰も定められております。

iv. 健康増進法

健康増進法第32条の2においては、主体を問わず何人たりとも、食品の健康保持増進の効果などについて、著しく人を誤認させるような表示をすることを禁止しております。禁止違反の効果については、禁止広告の是正を目的とした行政による勧告・命令があり、勧告・命令に従わない場合は、懲役刑を含む刑事罰を科される虞があります。

v. 下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請法」)

当社グループが委託先に対して業務の一部を外注する場合は、下請法の適用を受け、3条書面の交付、5条書類の作成等、下請代金支払遅延の防止が求められます。下請法に違反した場合、公正取引委員会による勧告・指導に加え、罰金刑が科される虞があります。

当社グループでは、上記の各種法的規制に抵触しないように、コンプライアンス規程を制定し、当社グループの役職員が遵守すべき法的規制の周知徹底を図り、内部通報制度の導入等によって速やかに法令違反行為等の情報を収集する体制を構築しております。

しかしながら、上記の対策を講じているにも拘わらず、各種法的規制についての事態が生じた場合、刑事罰を含めた罰則の適用、損害賠償請求等の金銭補償や企業イメージの悪化等により、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

(3) ライフテクノロジー事業に係るリスクについて

① ユーザーの嗜好の変化に係るリスクについて

当社グループは、様々なアプリの企画・開発・運営を行っており、新規コンテンツの開発、既存サービスの機能拡充を図り、当社グループが提供するアプリのユーザー満足度を訴求していく方針であります。

しかしながら、当サービスにおいてはユーザーの嗜好の変化が激しく、ユーザーニーズの的確な把握やニーズに対応するコンテンツの導入が何らかの要因により困難となった場合には、ユーザーへの訴求力の低下等から当社グループの事業活動並びに業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② 競合について

ライフテクノロジー事業において提供する占いアプリに関しては、多くの企業が事業展開していることに加え、多種多様なアプリ提供の可能性があり、全体として参入障壁も低く、競合が激しい状況にあります。当社グループでは、顧客の利用動向、嗜好に係るデータを収集・分析し、顧客の嗜好に合致したニーズの高いコンテンツを提供することによって競合他社との差別化に努めていますが、顧客獲得のための競争の激化等により収益性の低下等を招き、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 広告による集客効果について

ライフテクノロジー事業においては、広告の費用対効果を検証しながら、最適な広告方法及び出稿媒体等を選択し、新規顧客獲得に努めています。しかしながら、広告による新規顧客獲得数が当社グループの予想を下回る場合や、競業他社との広告枠の獲得競争激化等によるコスト増が生じた場合、当社グループの財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

④ コンテンツ提供に係る契約の継続性について

ライフテクノロジー事業において占いチャットアプリ「ウラーラ」を始めとする占いアプリを提供しておりますが、占いアプリについては外部から使用コンテンツの提供を受けております。これらコンテンツ提供元との良好な関係の維持には十分留意しておりますが、各社の事業方針の変更や契約の更新内容、また契約の更新ができないかった場合等には、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 法的規制について

ライフテクノロジー事業においては、以下の法的規制を受けております。

i. 消費者保護法

ライフテクノロジー事業で行われる課金を伴う占いサービスについて、「絶対当たる」等、優良表示が行われるような場合は、優良誤認や不実告知に該当し、消費者保護法違反に問われるリスクがあります。

同法に違反した場合、契約条項の無効、契約の取消が利用者から請求される虞があり、当社が利用者に対し、返金義務を負う可能性があります。

ii. 不当景品類及び不当表示防止法

ライフテクノロジー事業で行われる課金を伴う占いサービスについて、「絶対当たる」等、優良表示が行われるような場合は、優良誤認表示に該当し、同法違反に問われるリスクがあります。

同法に違反した場合、行政からの指導、措置命令(不当表示により一般消費者に与えた誤認の排除、再発防止策の実施、今後同様の違反行為を行わない等)が課され、課徴金の納付が命じられる虞があります。

iii. 個人情報保護法

同法に違反した場合、懲役刑を含む刑事罰に加え、民事の損害賠償、信用低下、システムの改善・復旧コスト等、多大な損害が生じる可能性があります。

当社グループでは、「(2) デジタルマーケティング事業に係るリスクについて ⑤ 法的規制について」に記載のとおり法的規制の遵守に係る体制を構築しておりますが、上記の対策を講じているにも拘わらず、各種法的規制についての事態が生じた場合、罰則の適用、損害賠償請求等の金銭補償や企業イメージの悪化等により、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

(4) 経営管理体制について

① 経営陣への依存について

当社は、創業間もなく現時点においては、ノウハウが経営陣に集約されているため、当社の代表取締役及び各取締役は、経営方針や事業戦略の策定をはじめとして、当社グループの事業活動全般において極めて重要な役割を果たしております。このため、当社グループでは当該役員らに過度に依存しないよう組織的な経営体制の構築や人材育成を進めております。しかしながら、当該役員らのキャリアプラン、健康状態、家庭事情その他の何らかの理由により当該役員らが辞任しその代替を確保できない場合、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

② 人材の確保・定着及び育成について

当社グループは、競争力の向上及び今後の事業展開のため、優秀な人材の確保・定着及び育成が重要であると考えております。しかしながら、優秀な人材の確保・定着及び育成が計画通りに進まない場合や優秀な人材の社外流出が生じた場合には、競争力の低下や事業規模拡大の制約要因になる可能性があり、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

③ 小規模組織であることについて

当社グループは平成28年6月30日現在、従業員80名と比較的小規模な組織であり、業務執行体制もこれに応じたものになっております。当社グループは、業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するため、これらに係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用しておりますが、事業の急速な拡大等により、十分な内部管理体制の構築が追い付かない場合には、適切な業務運営が困難となり、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

④ 社歴が浅いことについて

当社グループは平成21年6月に設立され、業歴が浅く成長途上にあります。したがって、過去の財務情報だけでは今後の事業展開及び業績を予測する上で十分な判断材料を提供しているとは言えない可能性があります。

⑤ 個人情報保護について

当社グループは、当社グループが運営するアプリ利用者の個人情報を取得する場合があります。当社グループでは、「個人情報の保護に関する法律」に従い、個人情報の管理を行っておりますが、このような対策にも関わらず、個人情報の漏洩や不正使用等の事態が生じた場合、損害賠償請求等の金銭補償や企業イメージの悪化等により、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に重要な影響を与える可能性があります。

⑥ 知的財産権について

本書提出日現在、第三者より知的財産権の侵害に関する指摘等を受けた事実はありません。今後においても、侵害を回避すべく監視及び管理を行っていく方針でありますが、当社グループの事業分野で当社グループの認識していない知的財産権が既に成立している可能性又は新たに第三者の知的財産権が成立する可能性もあり、当該侵害のリスクを完全に排除することは極めて困難であります。

万が一、当社グループが第三者の知的財産権等を侵害した場合には、損害賠償請求、差止請求や知的財産権の使用に関する対価等の支払い等により、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループは必要に応じて商標権等の知的財産権の申請を行っておりますが、当社グループの知的財産権が第三者に侵害された場合には、解決までに多くの時間や費用を要する等により、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を与える可能性があります。

⑦ システム障害について

当社グループは、主にインターネット通信を利用してサービスを提供しておりますが、人為的ミス、通信ネットワーク機器の故障、アクセス数の急激な増大、ソフトウェアの不具合、コンピュータウイルス、停電、自然災害、事故等により、システム障害が発生する可能性があります。

当社グループでは、定期的なバックアップや稼働状況の監視により事前防止又は回避に努めておりますが、こうした対応にも関わらず、システム障害が発生し、サービス提供に障害が生じた場合、当社グループの事業活動並びに財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 訴訟について

当社グループは、本書提出日現在、損害賠償を請求されている事実や訴訟を提起されている事実はありません。また、当社グループは、法令違反となるような行為を防止するための内部管理体制を構築するとともに、取引先、従業員その他第三者との関係において、訴訟リスクを低減するよう努めています。しかしながら、知的財産権の侵害等の予期せぬトラブルが発生した場合、取引先等との関係に何らかの問題が生じた場合等には、これらに起因する損害賠償を請求される、あるいは訴訟を提起されるリスクがあります。かかる損害賠償の金額、訴訟の内容及び結果によっては、当社グループの社会的信用、財政状態及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他

① 配当政策について

株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、当社は成長過程にあるため、人材確保・育成、サービス強化のための投資、営業強化のための広告宣伝や販売促進、その他成長投資に対して迅速に対応することが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後においても当面はこれら成長投資に備え、内部留保の充実を図る方針であります。

将来的には、財政状態及び経営成績、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案し、株主への利益還元を検討して参りますが、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

② 資金使途について

当社は、今回計画している公募増資による調達資金の使途につきましては、優秀な人材獲得のための採用費及び人件費、ライフテクノロジー事業のユーザー獲得のための広告宣伝費等のための資金に充当する計画であります。

しかしながら、急速に変化する経営環境に対応するため、調達資金を計画以外の使途に充当する可能性があります。また、計画通りに使用された場合でも、想定通りの投資効果が得られない可能性があります。

③ 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、役員及び従業員に対して、ストック・オプションとして新株予約権を付与しております。また、今後においてもストック・オプション制度を活用していくことを検討しており、これらの新株予約権が権利行使された場合、当社の株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。なお、本書提出日現在における新株予約権による潜在株式数は394,500株であり、発行済株式総数1,939,200株の20.3%に相当します。

5 【経営上の重要な契約等】

契約会社名	相手方の名称	国名	契約内容	契約期間
株式会社デジタルアイデンティティ(当社)	ヤフー株式会社	日本	ヤフー株式会社が提供する広告サービスに関して、当社が代理店として取り扱う旨の販売代理店契約	自動更新
	Google Inc.	米国	Google Inc. が提供する「Google AdWords」広告サービスに関して、当社が代理店として取り扱う旨の販売代理店契約	無期限

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は平成27年10月30日付で連結子会社である株式会社DI Continentsを設立し、第7期連結会計年度より連結財務諸表を作成しているため、前年同期比は記載しておりません。

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。財務諸表の作成にあたり、資産及び負債又は損益の状況に影響を与える会計上の見積りは、過去の実績等の財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

第7期連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(総資産)

当連結会計年度末における総資産は、1,100,504千円となりました。流動資産は、受取手形及び売掛金が562,910千円、預け金が240,021千円、現金及び預金が202,582千円となったこと等により、1,038,778千円となりました。固定資産は、有形固定資産が6,103千円、無形固定資産が15,553千円、投資その他の資産が40,069千円となったことにより、61,726千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における負債は、944,638千円となりました。流動負債は、買掛金が486,951千円、短期借入金が100,000千円、未払消費税等が76,878千円となったこと等により、851,035千円となりました。固定負債は長期借入金の計上により、93,603千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産は、資本金が89,674千円、資本剰余金が16,929千円、利益剰余金が47,723千円となったこと等により、155,865千円となりました。

第8期第2四半期連結会計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)

(総資産)

当第2四半期連結会計期間末における資産は、1,189,445千円(前連結会計年度末比88,941千円の増加)となりました。流動資産は、現金及び預金が259,469千円(前連結会計年度末比56,886千円の増加)、受取手形及び売掛金が572,326千円(前連結会計年度末比9,415千円の増加)、預け金が256,235千円(前連結会計年度末比16,213千円の増加)となったこと等により、1,125,764千円(前連結会計年度末比86,986千円の増加)となりました。固定資産は、有形固定資産が5,614千円(前連結会計年度末比488千円の減少)、無形固定資産が17,828千円(前連結会計年度末比2,274千円の増加)、投資その他の資産が40,238千円(前連結会計年度末比168千円の増加)となったことにより、63,681千円(前連結会計年度末比1,954千円の増加)となりました。

(負債)

当第2四半期連結会計期間末における負債は、921,360千円(前連結会計年度末比23,278千円の減少)となりました。流動負債は、買掛金が483,811千円(前連結会計年度末比3,139千円の減少)、短期借入金が130,000千円(前連結会計年度末比30,000千円の増加)、未払法人税等が42,510千円(前連結会計年度末比17,169千円の増加)となったことにより、858,917千円(前連結会計年度末比7,881千円の増加)となりました。固定負債は長期借入金の計上により、62,443千円(前連結会計年度末比31,160千円の減少)となりました。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産は、資本金が89,674千円、資本剰余金が16,929千円、利益剰余金が161,132千円（前連結会計年度末比113,408千円の増加）となったこと等により、268,084千円（前連結会計年度末比112,219千円の増加）となりました。

(3) 経営成績の分析

第7期連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(売上高)

当連結会計年度における売上高は3,606,544千円となりました。主な要因は、デジタルマーケティング事業において、運用型広告サービスの販売が引き続き堅調に推移したことによるものであります。

(売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は、3,022,017千円となりました。主な内訳は、デジタルマーケティング事業における媒体費をはじめとする外注費であります。

以上の結果、売上総利益は584,526千円となりました。

(営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は504,124千円となりました。主な内訳は、給料及び手当153,235千円、役員報酬98,502千円であります。

以上の結果、営業利益は、80,402千円となりました。

(経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、233千円となりました。主に受取利息118千円によるものであります。また、営業外費用は、2,117千円となりました。これは主に支払利息1,823千円によるものであります。

以上の結果、経常利益は、78,518千円となりました。

(当期純利益)

当連結会計年度における特別利益は、1,908千円となりました。主に固定資産売却益1,408千円によるものであります。また、特別損失は、19,152千円となりました。主に固定資産除却損12,454千円、減損損失6,697千円によるものであります。

当連結会計年度における法人税、住民税及び事業税は27,879千円、法人税等調整額は△5,732千円となりました。少數株主損失を1,111千円計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における当期純利益は40,238千円となりました。

第8期第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

(売上高)

当第2四半期連結累計期間における売上高は、2,270,288千円となりました。主な要因は、デジタルマーケティング事業において、運用型広告サービスの販売が引き続き堅調に推移したことによるものであります。

(売上総利益)

当第2四半期連結累計期間における売上原価は、1,852,835千円となりました。主な内訳は、デジタルマーケティング事業における媒体費をはじめとする外注費であります。

以上の結果、売上総利益は417,453千円となりました。

(営業利益)

当第2四半期連結累計期間における販売費及び一般管理費は255,986千円となりました。主な内訳は、給料及び手当93,684千円であります。

以上の結果、営業利益は、161,467千円となりました。

(経常利益)

当第2四半期連結累計期間における営業外収益は、413千円となりました。主に受取利息412千円によるものであります。また、営業外費用は、1,614千円となりました。これは支払利息1,614千円によるものであります。
以上の結果、経常利益は、160,266千円となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純利益)

当第2四半期連結累計期間における法人税、住民税及び事業税は42,513千円、法人税等調整額は5,533千円となりました。非支配株主に帰属する四半期純損失を1,189千円計上いたしました。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間における親会社株主に帰属する四半期純利益は113,408千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社の経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループでは、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき迅速かつ最善の経営方針の立案、施策の実施に努めています。

デジタルマーケティング事業においては、最新のアドテクノロジーへの対応及びカスタマー行動データ等の活用を推進し、広告効果の最大化を図ると同時に、運用型広告、スマートフォン広告、動画広告などの市場拡大が著しい分野へ素早く対応し、成長分野の取り込みを図ることで、市場における優位性の確立に努めています。

ライフテクノロジー事業においては、基盤アプリとなるピッグタイトルを確立し、売上遞増型ビジネスモデルを確立するとともに、アプリ運営におけるPDCA(Plan Do Check Action)を強化し、制作工程や広告宣伝活動の効率化によるROIの向上に取り組んで参ります。

また、事業規模の拡大に応じて適時に人材拡充を進めると同時に、組織体制の整備を進めていくことが重要であると認識しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第7期連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当連結会計年度の設備投資額は28,574千円となりました。主な内訳は、ライフテクノロジー事業における新規コンテンツの投入のための自社利用のソフトウェア13,764千円となっております。

第8期第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

当第2四半期連結累計期間の設備投資額は、6,436千円となりました。主な内訳は、ライフテクノロジー事業における新規コンテンツの投入のための自社利用のソフトウェア5,836千円となっております。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都 渋谷区)	デジタルマ ーケティング事 業、ラ イフテクノ ロジー事 業 及び全社共 通	ソフトウェ ア、ネット ワーク関連 機器及び業 務施設等	4,955	1,148	11,586	17,690	43

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 本社は全て賃借物件であり、年間賃借料(共益費を含む。)は24,236千円であります。
4. 従業員数は、契約社員を含む就業員数であり、平均臨時雇用者数は従業員数の10%に満たないため記載を省略しております。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (平成28年6月30日現在)

経常的な設備の更新のための新設及び除却等を除き、該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	7,750,000
計	7,750,000

(注) 平成28年5月18日開催の取締役会決議により、平成28年6月8日付で株式分割に伴う定款変更が行われ、発行可能株式総数は7,672,500株増加し、7,750,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,939,200	非上場	完全議決権株式であり、権利内容として何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。
計	1,939,200	—	—

(注) 1. 平成28年5月18日開催の取締役会決議により、平成28年6月8日付で、当社普通株式1株を100株に分割いたしました。これにより株式数は1,919,808株増加し、1,939,200株となっております。

2. 平成28年6月8日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

① 第1回新株予約権(平成26年10月14日臨時株主総会決議及び平成26年10月14日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	3,863(注)1	3,845(注)1、6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	3,863(注)1	384,500(注)1、3、6
新株予約権の行使時の払込金額(円)	6,500(注)2	65(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成28年10月15日 平成36年10月10日	平成28年10月15日 平成36年10月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 6,500 資本組入額 3,250	発行価格 65 資本組入額 33 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価格の調整を行う。

3. 平成28年5月18日開催の取締役会決議により、平成28年6月8日付で、株式分割(1:100)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

5. 当社が組織再編行為を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。
組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。
 - (1) 合併(当社が消滅する場合に限る)
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - (2) 吸収分割
吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社
 - (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社
6. 退職等による権利喪失によって、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数が減少しております。

② 第2回新株予約権(平成28年3月28日定時株主総会決議及び平成28年3月28日取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成27年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年7月31日)
新株予約権の数(個)	—	100 (注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	10,000 (注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	74 (注)2、3
新株予約権の行使期間	—	平成30年3月31日 平成38年3月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 74 資本組入額 37 (注)3
新株予約権の行使の条件	—	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注)5

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価格の調整を行う。

3. 平成28年5月18日開催の取締役会決議により、平成28年6月8日付で、株式分割(1:100)を行った結果、本書提出日の前月末現在において、新株予約権1個につき目的となる株式数、新株予約権の行使時の払込金額及び新株予約権の行使により発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額が調整されております。

4. 新株予約権の行使条件は、以下のとおりであります。

(1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(2) 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

5. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱いは以下のとおりであります。

組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下に定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 合併(当社が消滅する場合に限る)

合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社

(2) 吸収分割

吸収分割をする株式会社がその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社

- (3) 新設分割
新設分割により設立する株式会社
- (4) 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
- (5) 株式移転
株式移転により設立する株式会社

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年10月31日 (注) 1	5,209	19,392	16,929	89,674	16,929	16,929
平成28年6月8日 (注) 2	1,919,808	1,939,200	—	89,674	—	16,929

(注) 1. 以下の有償第三者割当によるものであります。

発行価格 6,500円 資本組入額 3,250円

割当先 慶キャピタル株式会社、TSK capital株式会社、鈴木謙司、石田孝之、五代儀直美、柳径太、株式会社正聖会、米倉稔、山本雄貴、近藤皓、中西優、鮎川力也

2. 株式分割(1 : 100)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年6月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	4	—	—	25	29	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	4,667	—	—	14,724	19,391	100
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	24.1	—	—	75.9	100.0	—

(注) 平成28年6月8日開催の臨時株主総会決議により、1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,939,100	19,391	—
単元未満株式	普通株式 100	—	—
発行済株式総数	1,939,200	—	—
総株主の議決権	—	19,391	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。

当該制度は、会社法に基づき下記表の決議日の株主総会において決議されたものであります。

① 第1回新株予約権(平成26年10月14日臨時株主総会決議)

決議年月日	平成26年10月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 5 当社従業員 41
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(注) 退職等による権利喪失及び従業員の取締役就任等によって、付与対象者の区分人数が、当社取締役6名、当社従業員34名となっております。

② 第2回新株予約権(平成28年3月28日定時株主総会決議)

決議年月日	平成28年3月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 2 当社従業員 6
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を実施した実績はありませんが、株主に対する利益還元を重要課題の一つとして位置付けており、株主への長期的な利益還元を実現するため、内部留保資金を充実し、環境の変化を先取りした積極的な事業展開を行う必要があると考えております。当社グループは現在、成長過程にあり、そのため内部留保資金の充実を図ることで、財務体質の強化と事業拡大のための投資等により株主に対する最大の利益還元に繋がると考えております。なお、内部留保資金の使途につきましては、財務体質の強化と事業拡大に係る投資のための資金として有効に活用していく所存であります。

また、今後の配当政策の基本方針としては株主への利益還元と内部留保充実のバランスを総合的に判断し、業績と市場動向の状況に応じて柔軟な対応を行っていく所存でありますが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。

なお、剰余金の配当を行う場合には、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会としております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性 9名、女性 1名(役員のうち女性の比率10.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役 社長	CEO	中村 慶郎	昭和49年10月22日	平成10年4月 平成11年4月 平成13年3月 平成17年7月 平成17年9月 平成21年6月 平成22年5月 平成23年2月 平成23年3月 平成27年6月 平成27年10月	野村證券(株)入社 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(株)入社 バンクオブアメリカN.A入社 ロンドン大学経営学修士課程修了 日本ロレアル株式会社入社 当社設立、取締役就任 ㈱ビズスタイル取締役就任 ㈱ビズスタイル代表取締役就任 当社代表取締役就任 当社代表取締役社長CEO就任(現任) ㈱DI Continents代表取締役就任(現任)	(注) 3 429,850
代表取締役	COO	佐藤 亨樹	昭和54年3月1日	平成14年4月 平成21年6月 平成23年2月 平成23年2月 平成27年10月 平成27年11月 平成28年3月	㈱大広入社 当社設立 ㈱ビズスタイル取締役就任 当社取締役就任 ㈱DI Continents取締役就任(現任) 当社取締役COO就任 当社代表取締役COO就任(現任)	(注) 3 429,850
取締役	デジタルマーケティング事業 管轄	石田 孝之	昭和49年3月16日	平成14年1月 平成16年4月 平成22年5月 平成23年2月 平成24年2月	㈱アイレップ入社 ㈱インフォキュービック・ジャパン入社 ㈱ビズスタイル入社 ㈱ビズスタイル取締役就任 当社取締役就任(現任)	(注) 3 35,000
取締役	デジタルマーケティング事業 管轄兼 アカウント エグゼクティブ 部門長	鈴木 謙司	昭和55年11月18日	平成16年4月 平成18年2月 平成23年9月 平成24年1月 平成25年1月 平成25年3月	アビームコンサルティング㈱入社 ㈱サイバーエージェント入社 ㈱ビズスタイル入社 当社入社 アカウントエグゼクティブ部門長 就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3 105,900
取締役	CFO兼 コーポレートマネジメント部門長	五代儀 直美	昭和50年8月26日	平成10年4月 平成12年6月 平成15年10月 平成19年8月 平成26年9月 平成26年10月 平成27年11月	野村證券㈱入社 EYトランザクション・アドバイザリー・サービス㈱入社 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 ゴールドマン・サックス・ジャパン・ホールディングス(現)入社 当社入社コーポレートマネジメント部門長就任(現任) 当社取締役就任 当社取締役就任CFO就任(現任)	(注) 3 20,000
取締役	ライフテクノロジー 事業管轄兼 ライフテクノロジー 部門長	山本 雄貴	昭和58年4月19日	平成18年4月 平成19年5月 平成22年10月 平成23年8月 平成24年10月 平成28年3月	㈱三井住友銀行入行 ㈱イデアルリンク設立 代表取締役就任 ㈱DigiDock取締役就任 ㈱gumi入社 当社入社 メディア部門長(現 ライフテクノロジー部門長)就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3 25,000
取締役		若松 俊樹	昭和52年9月19日	平成17年10月 平成17年10月 平成23年6月 平成28年6月	第二東京弁護士会登録 佐藤総合法律事務所入所 株式会社イワキ監査役就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注) 3 —

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役		石崎 文雄	昭和41年5月3日	平成5年4月 平成7年10月 平成10年5月 平成12年4月 平成17年1月 平成19年1月 平成25年10月 平成27年5月 平成27年10月 近畿大学 助手 徳島大学 助手 University of California, Irvine 客員研究員 南山大学 助教授 Korea University 招聘准教授 南山大学 准教授、教授 東京工業大学非常勤講師(現任) 当社常勤監査役就任(現任) ㈱DI Continents監査役就任(現任)	(注) 4	—
監査役		杉浦 直樹	昭和48年12月7日	平成11年4月 平成15年12月 平成17年8月 平成20年12月 平成21年6月 平成22年2月 平成23年8月 野村證券㈱入社 新日本監査法人(現 新日本有限責任監査法人)入所 杉浦公認会計士事務所開設 代表就任(現任) ㈱アセットプライム設立 代表取締役就任(現任) 当社監査役就任(現任) ㈱サリーナ取締役就任(現任) 杉浦直樹税理士事務所開設 代表就任(現任)	(注) 4	—
監査役		岩波 竜太郎	昭和50年12月17日	平成12年10月 平成26年2月 平成26年9月 平成27年5月 平成28年3月 監査法人太田昭和センチュリー(現 新日本有限責任監査法人)入所 ㈱くにうみアセットマネジメント㈱入社 同社執行役員管理本部長就任 岩波公認会計士事務所代表就任(現任) 当社監査役就任(現任)	(注) 4	—
計						1,045,600

- (注) 1. 取締役 若松俊樹は、社外取締役であります。
 2. 監査役石崎文雄、杉浦直樹及び岩波竜太郎は、社外監査役であります。
 3. 取締役の任期は、平成28年6月8日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
 4. 監査役の任期は、平成28年6月8日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方

当社グループは、長期的な競争力の維持向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要な課題であると認識しております。株主・クライアント・取引先等全てのステークホルダーに対する社会的責任を果たしつつ、効率経営を推進し、高収益体质を目指して企業価値増大に努めております。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ 会社の機関の基本説明

当社は、会社法に規定する機関として取締役会、監査役会を設置しております。当社の経営上の意思決定、執行及び監督に関わる機関は以下のとおりであります。

a. 取締役及び取締役会

当社は取締役会設置会社であり、取締役会は取締役 7 名（うち社外取締役 1 名）で構成され、経営の基本方針や重要事項の決定及び取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は原則として毎月 1 回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催しております。

b. 監査役及び監査役会

当社は監査役会設置会社であり、監査役会は社外監査役 3 名（常勤監査役 1 名、非常勤監査役 2 名）で構成され、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。監査役会は原則として毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時に開催しております。

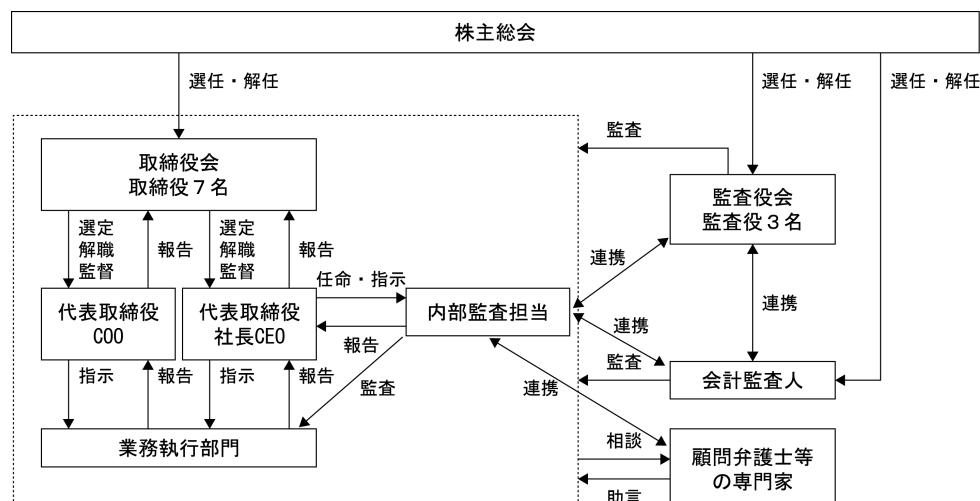
監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他の重要な会議へ出席しております。なお、監査役杉浦直樹及び岩波竜太郎は公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、専門知識及と経験に基づき、監査を行っております。

c. 会計監査人

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けております。

ロ 会社の機関・内部統制の関係

当社の機関・内部統制の関係を図示すると以下のとおりであります。



ハ 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

当社は、企業経営の透明性及び公平性を担保するため、各種規程を制定したうえ、平成27年11月4日付取締役会決議によって内部統制に関する基本方針を策定し、役職員の責任の明確化を行うことで規程遵守の徹底を図り、内部統制システムが有効に機能する体制を構築しております。

a. 当社並びに子会社(以下、「当社グループ」という。)の取締役、使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、当社グループの役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、法令、就業規則、コンプライアンス等に関する社内基準を設け、職制に基づいてこれらの周知及び実践的運用を行いう体制を構築しております。
- (b) 当社は、「取締役会規程」を始めとする社内規程を制定し、取締役会に監査役が出席することを定め、また、各取締役が相互に牽制することにより取締役の業務執行を監督するものとしております。
- (c) 当社は、コーポレートマネジメント部門をコンプライアンスの統括部署とし、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、当社グループの役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図ります。あわせてグループ内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容は適時適切に対応いたします。
- (d) 当社は、コーポレートマネジメント部門をして、当社グループにおける各部門及び各拠点を対象に、当社グループの役職員の職務執行の適切性を確保するため、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施いたします。また、同部門は必要に応じて会計監査人と情報交換し、効率的な内部監査を実施いたします。
- (e) 当社は、「反社会的勢力との取引防止規程」及び「コンプライアンス規程」を設けており、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して毅然とした姿勢で臨むことを掲げ、反社会的勢力との関係排除に取り組んでおります。

b. 取締役の職務の執行に関わる情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、監査役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理は、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程、個人情報保護規程、内部情報管理規程等に従い、文書または電磁的記録により、保存及び管理しております。

c. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会が当社グループ全体のリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、これに従い当社各部門及びグループ各社を管掌する取締役がリスク管理を行うとともに、内部通報制度を設けることによりリスク情報を一元的に管理し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時は企業価値の毀損を極小化するための体制を整備しております。

d. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、定例取締役会を毎月1回開催し、法令及び定款が求める事項並びに当社及びグループ各社の重要な政策事項などを決定するとともに、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催するものとし、適切な職務執行が行える体制を確保しております。
- (b) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、業務分掌規程及び職務権限規程等の社内諸規定に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担しております。

- e. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正性を確保するための体制並びに子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告体制
 - (a) 当社は、当社グループ会社管理に関する基本事項を定めた関係会社管理規程を定めております。
 - (b) 当社は、関係会社管理規程に基づき、必要に応じて役員や使用人の派遣、議決権行使、グループ会社からの報告の受領並びに業務執行への指示等を行います。
 - (c) 当社は、関係会社管理規程に基づき、グループ会社における重要事項を適時報告させております。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項及びその使用者の取締役からの独立性並びに監査役の当該使用者に対する指示の実行性確保に関する事項
 - (a) 監査役の職務を補助すべき使用者は、必要に応じてその人員を確保いたします。
 - (b) 当該使用者が監査役の職務を補助すべき期間中の指揮権は、監査役に委嘱されたものとし、その期間中の当該使用者の人事評価については、監査役の同意を得るものといたします。ただし、監査役を補助する使用者を兼務する使用者は、監査役による指示業務を優先して従事するものといたします。
- g. 監査役への報告に関する体制、並びに報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 当社グループの取締役及び使用者は、取締役会及びその他重要な会議において、または各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行います。
 - (b) 監査役への報告・情報提供は以下のとおりといたします。
 - ・ 重要な機関決定事項
 - ・ 経営状況のうち重要な事項
 - ・ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - ・ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要事項
 - ・ 重大な法令・定款違反
 - ・ 内部通報窓口その他への相談、通報状況等
 - ・ その他、重要事項
- 監査役へ報告を行った者について、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものといたします。
- h. 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が監査役及び監査役を補助する使用者の職務の執行について生じる前払い又は債務の償還を請求したときは、その必要が認められない場合を除き、原則として速やかにこれを処理いたします。
- i. その他監査役の監査が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 当社は、監査役の業務の遂行にあたり、当社各部門およびグループ各社に立ち入り、重要な取引先等の調査、また、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の提供、その他の事項について監査役が協力を求める場合は、可能な限り他の業務に優先して監査役に協力いたします。
 - (b) 当社は、監査役が、取締役会を始め、重要な会議に出席することを妨げません。
 - (c) 監査役は、定期的に会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し監査の有効性、効率性を高めるものといたします。
- j. 財務報告の適正性を確保するための体制
当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法及び関係法令に基づく内部統制報告制度を有効かつ適切に運用するために、財務報告に係る内部統制の評価・報告体制の準備し、継続的に整備・運用評価・有効性の確認を行い、必要があれば改善を行うものといたします。

二 内部監査及び監査役監査の状況

内部監査につきましては、会社規模、客観性の担保や効率性等を勘案し、独立した内部監査部門を設けず、コーポレートマネジメント部門が内部監査を行っておりますが、コーポレートマネジメント部門に対する内部監査について、自己監査とならないよう当社と利害関係のない外部の公認会計士資格保有者に内部監査業務の一部をアウトソーシングしております。内部監査担当者は2名であり、内部監査責任者1名、外部公認会計士1名となっております。なお、実効性の高い内部監査を実施するため、内部監査計画の策定から実施結果の報告や改善状況の確認等において、代表取締役社長CEOが主体的に関与しております。

監査役監査につきましては、監査役監査計画に定められた内容に基づき、各監査役は定められた業務分担に従って監査を行い、原則として毎月1回開催される監査役会において情報共有を行っております。

また、監査役、会計監査人及び内部監査担当者は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

ホ 会計監査の状況

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。当連結会計年度において業務を執行した公認会計士は向井誠及び新居幹也であります。また、当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士3名及びその他8名となっております。継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。

ヘ 社外取締役及び社外監査役との関係

本書提出日現在、当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することを目的として、社外取締役及び社外監査役について、高い専門性及び見識等に基づき、客観的、中立的な観点からの助言を期待しております。なお、当社は社外取締役及び社外監査役の選任について、当社からの独立性に関する基準又は方針を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にしており、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性に問題がない人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

社外取締役若松俊樹は、弁護士であり、専門的な法律知識を有しております。社外監査役石崎文雄は、国内外の大学、研究機関等において、確立モデルや通信ネットワーク等の研究及び教育に従事した経験を持ち、同分野における高い見識を有しております。社外監査役杉浦直樹及び岩波竜太郎は、公認会計士であり、会計税務に関する専門的な知識を有しております。

社外取締役及び社外監査役3名と当社との間には、現在、人的関係、資本関係又は取引関係等の利害関係はございません。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社は、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役職員の関係法令、社会規範及び社内諸規程等の遵守、浸透を図っております。あわせて社内における不正行為等を早期に発見するため、内部通報制度を設けており、通報内容はコンプライアンス担当部門により適時適切に対応することとしております。

また、監査役監査や内部監査の実施によって、リスクの発見に努め、必要に応じて、弁護士、会計士、税理士、社会保険労務士等の専門家にリスク対応について助言を受けられる体制を整えております。

なお、当社は、リスク管理及びコンプライアンス体制の更なる充実を図るため、社長直轄の組織として「コンプライアンス委員会」を設置しており、3ヶ月に一回の定期的な開催を行っております。

④ 役員報酬の内容

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	95,832	95,832	—	—	5
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—
社外役員	社外取締役	—	—	—	—
	社外監査役	2,670	2,670	—	2

ロ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

該当事項はありません。

ハ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

取締役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、経営環境、役位、会社への貢献度、業績等を勘案して決定することとしております。各取締役の報酬額の決定については、取締役会の決議に基づき代表取締役に一任しております。

監査役の報酬等の額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、監査役の協議により決定することとしております。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨を定款で定めております。

⑥ 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役及び社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び選任決議は、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑧ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

⑨ 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑩ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

⑪ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前事業年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	4,000	—	6,750	—
連結子会社	—	—	—	—
計	4,000	—	6,750	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等と協議した上で、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し監査役会の合意を得て代表取締役社長CEOが決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、当事業年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の財務諸表については、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。
- (4) 当連結会計年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)は、当連結会計年度中に設立した子会社が連結対象になったことに伴い、初めて連結財務諸表を作成しているため、前連結会計年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)に係る連結財務諸表を記載しておりません。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当連結会計年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成26年1月1日から平成26年12月31日まで)及び当事業年度(平成27年1月1日から平成27年12月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について的確に対応ができるよう体制整備に努めているほか、監査法人他主催の各種セミナーに参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成27年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	202, 582
受取手形及び売掛金	562, 910
仕掛品	2, 905
繰延税金資産	7, 600
預け金	240, 021
その他	22, 756
流動資産合計	1, 038, 778
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	4, 955
その他（純額）	1, 148
有形固定資産合計	※ 6, 103
無形固定資産	
のれん	3, 966
その他	11, 586
無形固定資産合計	15, 553
投資その他の資産	
繰延税金資産	3, 735
その他	36, 333
投資その他の資産合計	40, 069
固定資産合計	61, 726
資産合計	1, 100, 504

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成27年12月31日)

負債の部

流動負債

買掛金	486, 951
短期借入金	100, 000
1年内返済予定の長期借入金	67, 200
未払法人税等	25, 340
未払消費税等	76, 878
賞与引当金	7, 200
その他	87, 465
流動負債合計	851, 035

固定負債

長期借入金	93, 603
固定負債合計	93, 603

負債合計

純資産の部

株主資本

資本金	89, 674
資本剰余金	16, 929
利益剰余金	47, 723
株主資本合計	154, 326
少数株主持分	1, 538
純資産合計	155, 865
負債純資産合計	1, 100, 504

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期連結会計期間
(平成28年6月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	259,469
受取手形及び売掛金	572,326
仕掛品	6,308
預け金	256,235
その他	31,424
流動資産合計	1,125,764
固定資産	
有形固定資産	5,614
無形固定資産	
のれん	3,266
その他	14,561
無形固定資産合計	17,828
投資その他の資産	40,238
固定資産合計	63,681
資産合計	1,189,445
負債の部	
流動負債	
買掛金	483,811
短期借入金	130,000
1年内返済予定の長期借入金	61,870
未払法人税等	42,510
賞与引当金	4,000
その他	136,725
流動負債合計	858,917
固定負債	
長期借入金	62,443
固定負債合計	62,443
負債合計	921,360
純資産の部	
株主資本	
資本金	89,674
資本剰余金	16,929
利益剰余金	161,132
株主資本合計	267,735
非支配株主持分	349
純資産合計	268,084
負債純資産合計	1,189,445

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
売上高	3,606,544
売上原価	3,022,017
売上総利益	584,526
販売費及び一般管理費	
役員報酬	98,502
給料及び手当	153,235
賞与引当金繰入額	5,040
その他	247,346
販売費及び一般管理費合計	504,124
営業利益	80,402
営業外収益	
受取利息	118
ポイント失効益	89
その他	26
営業外収益合計	233
営業外費用	
支払利息	1,823
その他	294
営業外費用合計	2,117
経常利益	78,518
特別利益	
固定資産売却益	※1 1,408
補助金収入	500
特別利益合計	1,908
特別損失	
固定資産除却損	※2 12,454
減損損失	※3 6,697
特別損失合計	19,152
税金等調整前当期純利益	61,274
法人税、住民税及び事業税	27,879
法人税等調整額	△5,732
法人税等合計	22,147
少数株主損益調整前当期純利益	39,126
少数株主損失（△）	△1,111
当期純利益	40,238

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日)

少数株主損益調整前当期純利益	39,126
包括利益	39,126
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	40,238
少数株主に係る包括利益	△1,111

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
売上高	2,270,288
売上原価	1,852,835
売上総利益	417,453
販売費及び一般管理費	※ 255,986
営業利益	161,467
営業外収益	
受取利息	412
その他	1
営業外収益合計	413
営業外費用	
支払利息	1,614
営業外費用合計	1,614
経常利益	160,266
税金等調整前四半期純利益	160,266
法人税、住民税及び事業税	42,513
法人税等調整額	5,533
法人税等合計	48,046
四半期純利益	112,219
非支配株主に帰属する四半期純損失（△）	△1,189
親会社株主に帰属する四半期純利益	113,408

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位:千円)

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
四半期純利益	112,219
四半期包括利益	112,219
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	113,408
非支配株主に係る四半期包括利益	△1,189

③ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				少数株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計		
当期首残高	89,674	16,929	7,485	114,088	—	114,088
当期変動額						
当期純利益			40,238	40,238		40,238
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					1,538	1,538
当期変動額合計	—	—	40,238	40,238	1,538	41,776
当期末残高	89,674	16,929	47,723	154,326	1,538	155,865

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当連結会計年度
(自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	61,274
減価償却費	13,034
減損損失	6,697
賞与引当金の増減額（△は減少）	7,200
受取利息	△118
支払利息	1,823
固定資産売却損益（△は益）	△1,408
固定資産除却損	12,454
売上債権の増減額（△は増加）	△166,107
たな卸資産の増減額（△は増加）	△1,452
預け金の増減額（△は増加）	△168,882
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△2,423
仕入債務の増減額（△は減少）	180,987
その他の流動負債の増減額（△は減少）	20,719
その他	355
小計	△35,845
利息の受取額	118
利息の支払額	△1,711
法人税等の支払額	△4,251
営業活動によるキャッシュ・フロー	△41,689
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の売却による収入	1,408
無形固定資産の取得による支出	△13,764
貸付けによる支出	△1,350
貸付金の回収による収入	765
敷金及び保証金の差入による支出	△14,810
敷金及び保証金の回収による収入	4,261
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,490
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	100,000
長期借入れによる収入	80,000
長期借入金の返済による支出	△49,032
少数株主からの払込みによる収入	2,650
財務活動によるキャッシュ・フロー	133,618
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	68,438
現金及び現金同等物の期首残高	134,144
現金及び現金同等物の期末残高	※ 202,582

【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期連結累計期間
(自 平成28年1月1日
至 平成28年6月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	160, 266
減価償却費	4, 050
賞与引当金の増減額（△は減少）	△3, 200
受取利息	△412
支払利息	1, 614
売上債権の増減額（△は増加）	△9, 415
たな卸資産の増減額（△は増加）	△3, 403
預け金の増減額（△は増加）	△16, 213
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△6, 408
仕入債務の増減額（△は減少）	△3, 139
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△27, 618
小計	96, 119
利息の受取額	412
利息の支払額	△1, 466
法人税等の支払額	△25, 343
営業活動によるキャッシュ・フロー	69, 721
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△5, 836
貸付けによる支出	△810
貸付金の回収による収入	901
敷金及び保証金の差入による支出	△600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6, 345
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の純増減額（△は減少）	30, 000
長期借入金の返済による支出	△36, 490
財務活動によるキャッシュ・フロー	△6, 490
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	56, 886
現金及び現金同等物の期首残高	202, 582
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 259, 469

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

株式会社DI Continents

なお、当連結会計年度において、株式会社DI Continentsを新規設立し連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

a 仕掛品

個別法による原価法

b 貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア 2～5年

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(5) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

※ 有形固定資産の減価償却累計額

当連結会計年度 (平成27年12月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	3,436千円

(連結損益計算書関係)

※1 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
その他(車両運搬具)	1,408千円

※2 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
その他(その他無形固定資産)	12,454千円

※3 減損損失

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額(千円)
東京都渋谷区	ライフテクノロジー事業用資産	ソフトウエア	6,697

当連結会計年度において、当初想定していた収益が見込めなくなったため、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当社グループは、独立してキャッシュ・フローを生み出し、継続的な収支の把握がなされるものを最小単位として資産のグルーピングを行っております。

回収可能価額は、使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めない資産については、回収可能価額を零として評価しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	19,392	—	—	19,392

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
現金及び預金	202,582千円
現金及び現金同等物	202,582千円

(リース取引関係)

当連結会計年度(平成27年12月31日)

重要性が乏しいため省略しております。

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金(銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金や投資計画に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	202,582	202,582	—
(2) 受取手形及び売掛金	562,910	562,910	—
(3) 預け金	240,021	240,021	—
資産計	1,005,515	1,005,515	—
(1) 買掛金	486,951	486,951	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) 未払法人税等	25,340	25,340	—
(4) 未払消費税等	76,878	76,878	—
(5) 長期借入金(※)	160,803	160,492	△310
負債計	849,973	849,662	△310

(※) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに(3) 預け金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等、並びに(4) 未払消費税等

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	201,066	—	—	—
受取手形及び売掛金	562,910	—	—	—
預け金	240,021	—	—	—
合計	1,003,998	—	—	—

3. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	—	—	—	—	—
長期借入金	67,200	51,706	33,248	7,149	1,500	—
合計	167,200	51,706	33,248	7,149	1,500	—

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年10月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 41名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,873株 (注) 1
付与日	平成26年10月15日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年10月15日～平成36年10月10日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

(注) 2. 新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年12月期)において存在していたストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年10月14日
権利確定前(株)	
当連結会計年度期首	3,873
付与	—
失効	10
権利確定	—
未確定残	3,863
権利確定後(株)	
当連結会計年度期首	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

会社名	提出会社
決議年月日	平成26年10月14日
権利行使価格(円)	6,500
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であることから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位あたりの本源的価値の見積りによっております。単位あたりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式及び類似業種比準方式との折衷法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2) 当連結会計年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	3,242千円
賞与引当金	2,545 " "
入会金否認	890 " "
貸倒損失否認	11,247 " "
未払事業税	2,472 " "
貯蔵品	1,575 " "
その他	1,499 " "
繰延税金資産小計	23,474千円
評価性引当額	12,138 " "
繰延税金資産合計	11,336千円
繰延税金資産純額	11,336千円

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流动資産－繰延税金資産	7,600千円
固定資産－繰延税金資産	3,735 " "

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1%から平成28年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については、35.4%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成29年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、平成31年1月1日以降に解消が見込まれる一時差異については、34.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業種類別のセグメントから構成されており、「デジタルマーケティング事業」及び「ライフテクノロジー事業」を報告セグメントとしております。

「デジタルマーケティング事業」は、リスティング広告、ディスプレイ広告等の運用型広告を主軸として、これらを提供する顧客のニーズに応じて、その他付加サービスの提供を行っております。

「ライフテクノロジー事業」は、主にスマートフォン向けアプリの企画開発・販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

なお、当社グループでは報告セグメントに資産及び負債を配分しておりません。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	デジタル マーケティング 事業	ライフ テクノロジー 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	3,494,952	111,591	3,606,544	—	3,606,544
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	3,494,952	111,591	3,606,544	—	3,606,544
セグメント利益 又は損失(△)	423,042	△72,336	350,705	△270,303	80,402
その他の項目					
減価償却費	—	9,614	9,614	3,419	13,034

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△270,303千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
Supership株式会社	460,152	デジタルマーケティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

	報告セグメント			全社・消去	合計
	デジタル マーケティング 事業	ライフ テクノロジー 事業	計		
減損損失	—	6,697	6,697	—	6,697

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

重要性が乏しいため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中村慶郎	—	—	当社 代表取締役 社長CEO	(被所有) 直接 22.2	債務被保証	本社事務所 賃貸借契約 に係る債務 被保証	24,236	—	—
							当社銀行借 入に対する 債務被保証	230,803	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 当社の本社建物の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。また、取引金額には当該債務保証に係る年間の事務所賃借料の支払額を記載しております。なお、当社は保証料を支払っておりません。
- (2) 当社は銀行借入に対して、当社代表取締役社長CEOである中村慶郎より債務保証を受けております。なお、当社は保証料の支払いは行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり純資産額	79円58銭
1 株当たり当期純利益金額	20円75銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。
2. 当社は平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	40,238
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	40,238
普通株式の期中平均株式数(株)	1,939,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成26年10月14日決議による新株予約権(新株予約権の数3,863個)。 これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(ストックオプションとしての新株予約権の付与)

当社は、平成28年3月28日における取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び子会社取締役に対し、新株予約権を発行することを決議し、平成28年3月30日に付与しました。その内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7) ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(株式の分割及び単元株制度の採用について)

当社は平成28年5月18日開催の取締役会決議に基づき、平成28年6月8日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年6月7日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	19,392株
今回の分割により増加する株式数	1,919,808株
株式分割後の発行済株式総数	1,939,200株
株式分割後の発行可能株式総数	7,750,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年6月8日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更いたします。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

当第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書においては、連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローについては、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載し、連結範囲の変動を伴う子会社株式の取得関連費用もしくは連結範囲の変動を伴わない子会社株式の取得又は売却に係るキャッシュ・フローは、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の区分に記載する方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第2四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(四半期連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
給料及び手当	93,684 千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)	
現金及び預金	259,469千円
現金及び現金同等物	259,469千円

(株主資本等関係)

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期連結累計期間(自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)

1 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	デジタル マーケティング 事業	ライフ テクノロジー 事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	2,165,729	104,558	2,270,288	—	2,270,288
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	2,165,729	104,558	2,270,288	—	2,270,288
セグメント利益 又は損失(△)	302,835	△11,036	291,798	△130,331	161,467

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△130,331千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

(固定資産に係る重要な減損損失)

該当事項はありません。

(のれんの金額の重要な変動)

該当事項はありません。

(重要な負ののれん発生益)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期連結累計期間 (自 平成28年1月1日 至 平成28年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	58円48銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (千円)	113,408
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純利益金額(千円)	113,408
普通株式の期中平均株式数(株)	1,939,200
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなか つた潜在株式で、前連結会計年度末から重 要な変動があったものの概要	平成28年3月28日決議による新株予 約権 新株予約権の数 100個 普通株式 10,000株

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場
であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。当連結会計年度の期
首に当該株式分割が行われたと仮定し、1 株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】(平成27年12月31日現在)

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	100,000	0.9	—
1年以内に返済予定の長期借入金	44,532	67,200	1.3	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	85,303	93,603	1.3	平成29年2月～ 平成32年1月
合計	129,835	260,803	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	51,706	33,248	7,149	1,500

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	134,144	194,582
受取手形	25,260	46,811
売掛金	371,542	※2 517,503
仕掛品	1,452	2,905
前渡金	343	108
前払費用	9,267	5,275
繰延税金資産	1,534	7,600
預け金	70,626	240,021
その他	10,829	※2 17,584
流動資産合計	625,002	1,032,392
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,760	4,955
車両運搬具	0	—
工具、器具及び備品	1,530	1,148
有形固定資産合計	※1 7,291	6,103
無形固定資産		
ソフトウエア	29,631	11,586
のれん	5,366	3,966
無形固定資産合計	34,998	15,553
投資その他の資産		
関係会社株式	—	5,350
長期前払費用	295	356
繰延税金資産	4,069	3,735
その他	25,743	35,977
投資その他の資産合計	30,108	45,419
固定資産合計	72,398	67,076
資産合計	697,400	1,099,469

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年12月31日)	当事業年度 (平成27年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	307, 679	485, 223
短期借入金	—	100, 000
1年内返済予定の長期借入金	44, 532	67, 200
未払金	17, 924	27, 693
未払費用	24, 391	28, 809
未払法人税等	1, 712	25, 329
未払消費税等	72, 549	76, 878
前受金	8, 343	13, 765
預り金	20, 875	17, 196
賞与引当金	—	7, 200
流動負債合計	498, 008	849, 296
固定負債		
長期借入金	85, 303	93, 603
固定負債合計	85, 303	93, 603
負債合計	583, 311	942, 899
純資産の部		
株主資本		
資本金	89, 674	89, 674
資本剰余金		
資本準備金	16, 929	16, 929
資本剰余金合計	16, 929	16, 929
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7, 485	49, 966
利益剰余金合計	7, 485	49, 966
株主資本合計	114, 088	156, 570
純資産合計	114, 088	156, 570
負債純資産合計	697, 400	1, 099, 469

② 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
売上高	2,787,365	※1 3,607,844
売上原価	2,387,890	3,020,417
売上総利益	399,474	587,426
販売費及び一般管理費	※2 372,726	※2 504,106
営業利益	26,747	83,320
営業外収益		
受取利息	25	118
業務受託料	—	150
還付消費税等	704	—
ポイント失効益	75	89
その他	331	26
営業外収益合計	1,136	383
営業外費用		
支払利息	1,963	1,823
その他	13	19
営業外費用合計	1,976	1,842
経常利益	25,907	81,861
特別利益		
固定資産売却益	—	1,408
補助金収入	—	500
関係会社清算益	505	—
特別利益合計	505	1,908
特別損失		
固定資産除却損	—	12,454
減損損失	—	6,697
特別損失合計	—	19,152
税引前当期純利益	26,412	64,617
法人税、住民税及び事業税	6,256	27,868
法人税等調整額	△2,929	△5,732
法人税等合計	3,326	22,136
当期純利益	23,086	42,481

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)		当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)	
区分	注記番号	金額(千円)	構成比(%)	金額(千円)	構成比(%)
I 労務費		82,563	3.4	112,173	3.7
II 経費	※1	2,334,696	96.6	2,921,251	96.3
当期総仕入高		2,417,260	100.0	3,033,425	100.0
仕掛品期首たな卸高		896		1,452	
合計		2,418,157		3,034,877	
仕掛品期末たな卸高		1,452		2,905	
他勘定振替高	※2	28,813		11,554	
当期売上原価		2,387,890		3,020,417	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	2,287,808	2,820,377
支払手数料	13,893	32,261
減価償却費	11,901	9,614
地代家賃	11,033	10,438
業務委託費	5,839	44,632

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア	28,813	11,554
計	28,813	11,554

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、実際個別原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	72,745	—	—	△15,601	△15,601	57,143	57,143	
当期変動額								
新株の発行	16,929	16,929	16,929	—	—	33,858	33,858	
当期純利益	—	—	—	23,086	23,086	23,086	23,086	
当期変動額合計	16,929	16,929	16,929	23,086	23,086	56,945	56,945	
当期末残高	89,674	16,929	16,929	7,485	7,485	114,088	114,088	

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						純資産合計	
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	89,674	16,929	16,929	7,485	7,485	114,088	114,088	
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	
当期純利益	—	—	—	42,481	42,481	42,481	42,481	
当期変動額合計	—	—	—	42,481	42,481	42,481	42,481	
当期末残高	89,674	16,929	16,929	49,966	49,966	156,570	156,570	

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純利益	26,412
減価償却費	15,167
受取利息	△25
支払利息	1,963
関係会社清算損益（△は益）	△505
売上債権の増減額（△は増加）	△92,671
たな卸資産の増減額（△は増加）	△570
預け金の増減額（△は増加）	△37,689
仕入債務の増減額（△は減少）	△1,961
未払金の増減額（△は減少）	△15,751
未払消費税等の増減額（△は減少）	43,188
預り金の増減額（△は減少）	13,975
その他	△5,657
小計	△54,126
利息の受取額	25
利息の支払額	△1,929
法人税等の支払額	△16,902
営業活動によるキャッシュ・フロー	△72,933
投資活動によるキャッシュ・フロー	
無形固定資産の取得による支出	△30,674
貸付金の回収による収入	7,660
関係会社清算による収入	11,367
その他	△25
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,672
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△79,170
長期借入れによる収入	130,000
長期借入金の返済による支出	△26,665
株式の発行による収入	33,858
財務活動によるキャッシュ・フロー	58,023
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△26,582
現金及び現金同等物の期首残高	160,727
現金及び現金同等物の期末残高	※ 134,144

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

① 仕掛品

個別法による原価法

② 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア 2～5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準

① 子会社株式

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)

① 仕掛品

個別法による原価法

② 貯蔵品

最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 10～15年

工具、器具及び備品 8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウエア(自社利用分) 2～5年

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成26年3月26日内閣府令第19号)の施行に伴い、表示方法の変更を行っておりますが、同附則第2条1項より、前事業年度の財務諸表の組替えを行っておりません。

以下の事項について記載を省略しております。

- ・財務諸表等規則第26条に定める減価償却累計額の注記については、同条2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第68条の4に定める1株当たり純資産額の注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の3の2に定める減損損失の注記については、同条第2項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の2に定める1株当たり当期純損益金額に関する注記については、同条第3項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第95条の5の3に定める潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記については、同条第4項により、記載を省略しております。
- ・財務諸表等規則第107条に定める自己株式に関する注記については、同条第2項により、記載を省略しております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

前事業年度 (平成26年12月31日)	
有形固定資産の減価償却累計額	7,168千円

※2 関係会社に対する金銭債権

前事業年度 (平成26年12月31日)		当事業年度 (平成27年12月31日)
短期金銭債権	一千円	1,846千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引

前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)		当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	一千円	1,300千円
営業取引以外の取引による取引高	—〃	150〃

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)		当事業年度 (自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)
役員報酬	69,671千円	98,502千円
給料及び手当	117,826〃	153,235〃
減価償却費	3,266〃	3,419〃
おおよその割合		
販売費	4.6%	7.8%
一般管理費	95.4〃	92.2〃

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	14,183	5,209	—	19,392

(変動事由の概要)

新株の発行

第三者割当増資による増加 5,209株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
現金及び預金	134,144千円
現金及び現金同等物	134,144千円

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金(銀行借入)を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクにさらされております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に運転資金や投資計画に係る資金調達であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	134,144	134,144	—
(2) 受取手形	25,260	25,260	—
(3) 売掛金	371,542	371,542	—
(4) 預け金	70,626	70,626	—
資産計	601,574	601,574	—
(1) 買掛金	307,679	307,679	—
(2) 未払金	17,924	17,924	—
(3) 未払費用	24,391	24,391	—
(4) 未払法人税等	1,712	1,712	—
(5) 未払消費税等	72,549	72,549	—
(6) 前受金	8,343	8,343	—
(7) 預り金	20,875	20,875	—
(8) 長期借入金(※)	129,835	127,504	△2,330
負債計	583,311	580,981	△2,330

(※) 1年内返済予定の長期借入金は長期借入金に含めて表示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金、並びに(4) 預け金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 前受金、並びに(7) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	132,994	—	—	—
受取手形	25,260	—	—	—
売掛金	371,542	—	—	—
預け金	70,626	—	—	—
合計	600,424	—	—	—

3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	44,532	44,532	29,038	10,584	1,149	—
合計	44,532	44,532	29,038	10,584	1,149	—

(有価証券関係)

当事業年度(平成27年12月31日)

子会社株式は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、子会社株式の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位:千円)

区分	平成27年12月31日
子会社株式	5,350
計	5,350

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

当社は未公開企業であり、ストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成26年10月14日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 41名
株式の種類及び付与数	普通株式 3,873株 (注) 1
付与日	平成26年10月15日
権利確定条件	(注) 2
対象勤務期間	対象期間の定めはありません。
権利行使期間	平成28年10月15日～平成36年10月10日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

(注) 2. 新株予約権の権利確定条件は次のとおりであります。

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (2) 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成26年10月14日
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	3,873
失効	—
権利確定	—
未確定残	3,873
権利確定後(株)	
前事業年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

決議年月日	平成26年10月14日
権利行使価格(円)	6,500
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であることから、ストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法を単位あたりの本源的価値の見積りによっております。単位あたりの本源的価値の見積り方法は、当社株式の評価額から権利行使価格を控除する方法で算定しており、当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源的

価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

一千円

(2) 当事業年度に権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

一千円

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	3,006千円
未払費用否認	1,920〃
入会金否認	898〃
貸倒損失否認	11,338〃
その他	860〃
繰延税金資産小計	18,023千円
評価性引当額	12,236〃
繰延税金資産合計	5,787千円

繰延税金負債

未収事業税	183千円
繰延税金負債合計	183〃
繰延税金資産純額	5,603千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率	38.4%
(調整)	
中小法人軽減税率	△3.2%
法人税額の特別控除額	△4.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.9%
繰越欠損金の利用	△15.1%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成27年1月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、従来の38.4%から以下のとおりに変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

平成26年12月31日まで	38.4%
平成27年1月1日から平成27年12月31日まで	37.1%
平成28年1月1日以降	35.6%

当事業年度(平成27年12月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
減価償却超過額	3,242千円
賞与引当金	2,545〃
入会金否認	890〃
貸倒損失否認	11,247〃
未払事業税	2,472〃
貯蔵品	1,575〃
その他	1,499〃
繰延税金資産小計	23,474千円
評価性引当額	12,138〃
繰延税金資産合計	11,336千円
繰延税金資産純額	11,336千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となつた主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.1%
(調整)	
法人税額の特別控除額	△6.2%
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.9%
住民税均等割	1.3%
その他	△1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	34.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.1%から平成28年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、35.4%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.4%から平成29年1月1日に開始する事業年度及び平成30年1月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.8%に、平成31年1月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.6%となります。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業種類別のセグメントから構成されており、「デジタルマーケティング事業」及び「ライフテクノロジー事業」を報告セグメントとしております。

「デジタルマーケティング事業」は、リスティング広告、ディスプレイ広告等の運用型広告を主軸として、これらを提供する顧客のニーズに応じて、その他付加サービスの提供を行っております。

「ライフテクノロジー事業」は、主にスマートフォン向けアプリの企画開発・販売を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計	調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	デジタル マーケティング 事業	ライフ テクノロジー 事業	計			
売上高						
外部顧客への売上高	2,746,582	40,782	2,787,365	2,787,365	—	2,787,365
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	2,746,582	40,782	2,787,365	2,787,365	—	2,787,365
セグメント利益 又は損失(△)	260,188	△37,335	222,852	222,852	△196,104	26,747
その他の項目						
減価償却費	—	11,901	11,901	11,901	3,266	15,167

(注) 1. セグメント利益又は損失の調整額△196,104千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益又は損失は、財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社mediba	403,207	デジタルマーケティング事業
株式会社リクルートホールディングス	287,398	デジタルマーケティング事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

重要性が乏しいため記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	中村慶郎	—	—	当社 代表 取締 役社長CEO	(被所有) 直接 22.2	債務被保証	本社事務所 賃貸借契約 に係る債務 被保証(注) 2	23,764	—	—
							当社銀行借入 に対する 債務被保証 (注) 2	129,835	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	慶キヤビ タル株式 会社 (注) 3	東京都 渋谷区	1,000	資産管理	(被所有) 直接 10.0	役員の兼任	第三者割当 増資の引受 (注) 4	12,597	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	TSK capital 株式会社 (注) 5	東京都 渋谷区	1,000	資産管理	(被所有) 直接 10.0	役員の兼任	第三者割当 増資の引受 (注) 4	12,597	—	—

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 当社の本社建物の賃貸借契約に係る債務保証を受けております。また、取引金額には当該債務保証に係る年間の事務所賃借料の支払額を記載しております。なお、当社は保証料を支払っておりません。
- (2) 当社は銀行借入に対して、当社代表取締役社長CEOである中村慶郎より債務保証を受けております。なお、当社は保証料の支払いは行っておりません。
3. 当社代表取締役社長CEO中村慶郎及びその近親者が議決権の100.0%を直接所有しております。
4. 当社の行った第三者割当増資を1株につき6,500円で引き受けたものであります。
5. 当社取締役COO佐藤亨樹及びその近親者が議決権の100.0%を直接所有しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)	
1 株当たり純資産額	58円83銭
1 株当たり当期純利益金額	15円32銭

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、新株予約権は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
2. 当社は平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年1月1日 至 平成26年12月31日)
1 株当たり当期純利益金額	
当期純利益(千円)	23,086
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	23,086
普通株式の期中平均株式数(株)	1,506,800
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の概要	平成26年10月14日決議による新株予約権(新株予約権の数3,873個)。 これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

(ストックオプションとしての新株予約権の付与)

当社は、平成28年3月28日における取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社の取締役、従業員及び子会社取締役に対し、新株予約権を発行することを決議し、平成28年3月30日に付与しました。その内容につきましては、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (7) ストックオプション制度の内容」に記載しております。

(株式の分割及び単元株制度の採用について)

当社は平成28年5月18日開催の取締役会決議に基づき、平成28年6月8日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年6月7日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき100株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	19,392株
今回の分割により増加する株式数	1,919,808株
株式分割後の発行済株式総数	1,939,200株
株式分割後の発行可能株式総数	7,750,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年6月8日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が期首に行われたものと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

3. 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

⑤ 【附属明細表】(平成27年12月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	5,760	—	—	805	4,955	2,251
	車両運搬具	0	—	0	—	—	—
	工具、器具及び備品	1,530	—	—	382	1,148	1,184
	計	7,291	—	0	1,187	6,103	3,436
無形固定資産	ソフトウエア	29,631	11,554	19,152 (6,697)	10,446	11,586	—
	その他	5,366	—	—	1,400	3,966	—
	計	34,998	11,554	19,152 (6,697)	11,846	15,553	—

(注) 1. 当期減少額の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは、次の通りであります。

ソフトウエア 自社作成ソフトウエア 11,554千円

3. 当期減少額のうち主なものは、次の通りであります。

ソフトウエア 自社作成ソフトウエア 19,152千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	—	7,200	—	7,200

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成27年12月31日現在)

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎年3月
基準日	12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料 (注)1
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 http://digitalidentity.co.jp/ir/stock/publicinfo.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
2. 当社は、当社の株主が有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年12月26日	中村慶郎	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の代表取締役社長)	桑田修吉	兵庫県西宮市	—	13	195,000(15,000)(注4)	所有者の事情による
平成26年12月26日	佐藤亨樹	東京都杉並区	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	桑田修吉	兵庫県西宮市	—	13	195,000(15,000)(注4)	所有者の事情による

- (注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年1月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。
- また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
4. 移動価格は、移動前所有者の取得価格を参考として、当事者間で協議の上決定した価格であります。
5. 平成28年5月18日開催の取締役会決議により、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、当該株式分割前の移動に係る「移動株数」及び「価格(単価)」は株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	新株予約権①	新株予約権②
発行年月日	平成26年10月31日	平成26年10月14日	平成28年3月30日
種類	普通株式	第1回新株予約権	第2回新株予約権
発行数	5,209株	3,873株	100株
発行価格	6,500円 (注)3	6,500円 (注)4	7,304円 (注)4
資本組入額	3,250円	3,250円	3,652円
発行価額の総額	33,858,500円	25,174,500円	730,400円
資本組入額の総額	16,929,250円	12,587,250円	365,200円
発行方法	有償第三者割当	平成26年10月14日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。	平成28年3月28日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	—	—	(注)2

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当てを行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当てを受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年12月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 安定株主及び取引先との関係強化を目的としたもので、発行価格は、純資産価額方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
 4. 行使に際して払込をなすべき金額は、純資産価額方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②
行使時の払込金額	1株につき6,500円	1株につき7,304円
行使期間	平成28年10月15日から 平成36年10月10日まで	平成30年3月31日から 平成38年3月26日まで
行使の条件	<p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>② 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>	<p>① 新株予約権は、発行時に割当を受けた者(以下、「本新株予約権者」という)において、これを行使することを要し、本新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。</p> <p>② 新株予約権発行時において、当社の取締役または従業員であった者は、新株予約権行使時において、当社または当社の子会社の取締役または従業員であることを要する。ただし、定年退職その他正当な理由のある場合で、当社の取締役会の承認を得た場合はこの限りではない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の承認を要する。

6. 新株予約権①については、退職等により従業員6名、28株分の権利が喪失しております。
7. 平成28年5月18日開催の取締役会決議により、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、上記「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」、「資本組入額」及び「行使時の払込金額」を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
慶キャピタル株式会社 代表取締役 中村慶郎 資本金 1,000千円	東京都渋谷区恵比寿南 一丁目15番1号	資産管理	1,938	12,597,000 (6,500)	特別利害関係者等 (当社代表取締役が 議決権の過半数を自己の 計算において所有する 会社、大株主上位10名)
TSK capital株式会社 代表取締役 佐藤亨樹 資本金 1,000千円	東京都渋谷区恵比寿南 一丁目15番1号	資産管理	1,938	12,597,000 (6,500)	特別利害関係者等 (当社取締役が議決 権の過半数を自己の 計算において所有する 会社、大株主上位 10名)
鈴木謙司	東京都世田谷区	会社役員	350	2,275,000 (6,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
石田孝之	東京都練馬区	会社役員	200	1,300,000 (6,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
五代儀直美	東京都中央区	会社役員	200	1,300,000 (6,500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
柳径太	福岡県福岡市中央区	会社員	130	845,000 (6,500)	(当社の従業員)
株式会社正聖会 代表取締役 金城泰逸 資本金 10,000千円	大阪府吹田市青山台三 丁目28番6号	資産管理	123	799,500 (6,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
米倉稔	東京都港区	会社役員	100	650,000 (6,500)	(社外協力者)
山本雄貴	東京都品川区	会社員	100	650,000 (6,500)	(当社の従業員)
近藤皓	東京都渋谷区	会社員	50	325,000 (6,500)	(当社の従業員)
中西優	東京都港区	会社員	50	325,000 (6,500)	(当社の従業員)
鮎川力也	東京都目黒区	会社員	30	195,000 (6,500)	(当社の従業員)

(注) 1. 当社は、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は分割前で記載しております。

1. 当社は、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は分割前で記載しております。
2. 米倉稔は、平成27年10月30日に設立した株式会社DI Continentsの取締役に同日付で選任されております。
3. 山本雄貴は、平成28年3月28日開催の定時株主総会において、同日付で当社取締役に選任されております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
中村慶郎	東京都渋谷区	会社役員	1,500	9,750,000 (6,500)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、 大株主上位10名)
佐藤亨樹	東京都杉並区	会社役員	1,500	9,750,000 (6,500)	特別利害関係者等 (当社取締役、大株 主上位10名)
五代儀直美	東京都中央区	会社役員	120	780,000 (6,500)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
石田孝之	東京都練馬区	会社役員	100	650,000 (6,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) (当社の取締役)
鈴木謙司	東京都世田谷区	会社役員	100	650,000 (6,500)	特別利害関係者等 (大株主上位10名、 当社の取締役)
山本雄貴	東京都品川区	会社員	70	455,000 (6,500)	(当社の従業員)
近藤皓	東京都渋谷区	会社員	50	325,000 (6,500)	(当社の従業員)
中西優	東京都港区	会社員	50	325,000 (6,500)	(当社の従業員)
鮎川力也	東京都目黒区	会社員	50	325,000 (6,500)	(当社の従業員)
山下祐介	東京都世田谷区	会社員	50	325,000 (6,500)	(当社の従業員)
中山惟知也	東京都日野市	会社員	30	195,000 (6,500)	(当社の従業員)
岡根谷真平	東京都世田谷区	会社員	30	195,000 (6,500)	(当社の従業員)
柳径太	福岡県福岡市中央区	会社員	20	130,000 (6,500)	(当社の従業員)
高橋康浩	東京都中野区	会社員	20	130,000 (6,500)	(当社の従業員)
高橋睦	東京都中野区	会社員	20	130,000 (6,500)	(当社の従業員)
田中哲史	東京都品川区	会社員	20	130,000 (6,500)	(当社の従業員)
三浦裕太	東京都世田谷区	会社員	20	130,000 (6,500)	(当社の従業員)
飛鳥田直也	東京都品川区	会社員	10	65,000 (6,500)	(当社の従業員)
竹内綾子	東京都品川区	会社員	10	65,000 (6,500)	(当社の従業員)
河津康大	東京都品川区	会社員	10	65,000 (6,500)	(当社の従業員)
中尾直美	東京都目黒区	会社員	10	65,000 (6,500)	(当社の従業員)
渡邊泰三	福岡県大野城市	会社員	10	65,000 (6,500)	(当社の従業員)

- (注) 1. 退職等の理由により新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。
2. 当社は、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は分割前で記載しております。
3. 山本雄貴は、平成28年3月28日開催の定時株主総会において、同日付で当社取締役に選任されております。
4. 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の従業員は18名であり、その株式の総数は45株であります。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
五代儀直美	東京都中央区	会社役員	30	219,120 (7,304)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
山本雄貴	東京都品川区	会社役員	10	73,040 (7,304)	特別利害関係者等 (当社の取締役)
柳径太	福岡県福岡市中央区	会社員	10	73,040 (7,304)	(当社の従業員)
中西優	東京都港区	会社員	10	73,040 (7,304)	(当社の従業員)
近藤皓	東京都渋谷区	会社員	10	73,040 (7,304)	(当社の従業員)
小菅直哉	東京都渋谷区	会社員	10	73,040 (7,304)	(当社の従業員)
高橋睦	東京都中野区	会社員	10	73,040 (7,304)	(当社の従業員)
鮎川力也	東京都目黒区	会社員	10	73,040 (7,304)	(当社の従業員)

(注) 当社は、平成28年6月8日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記は分割前で記載しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
中村慶郎 ※1、2、5	東京都渋谷区	579,850 (150,000)	24.85 (6.43)
佐藤亨樹 ※1、2、5	東京都杉並区	579,850 (150,000)	24.85 (6.43)
慶キャピタル株式会社 ※1、4	東京都港区港南二丁目5番3号	193,800	8.30
TSK capital株式会社 ※1、4	東京都港区港南二丁目5番3号	193,800	8.30
鈴木謙司 ※1、3	東京都世田谷区	115,900 (10,000)	4.97 (0.43)
清水賢 ※1	愛知県名古屋市瑞穂区	100,000	4.29
金城聖薰 ※1	One Raffles Place, Singapore	100,000	4.29
株式会社正聖会 ※1	大阪府吹田市青山台三丁目28番6号	45,700	1.96
石田孝之 ※1、3	東京都練馬区	45,000 (10,000)	1.93 (0.43)
脇山季秋 ※1	東京都大田区	40,000	1.71
五代儀直美 ※3	東京都中央区	35,000 (15,000)	1.50 (0.64)
碓井純	神奈川県川崎市麻生区	33,400	1.43
シナジーマーケティング 株式会社	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号	33,400	1.43
三戸理	大阪府大阪市福島区	33,400	1.43
山本雄貴 ※3	東京都品川区	33,000 (8,000)	1.41 (0.34)
柳径太 ※6	福岡県福岡市中央区	31,000 (3,000)	1.33 (0.13)
汀和久	東京都台東区	13,400	0.57
近藤皓 ※6	東京都渋谷区	11,000 (6,000)	0.47 (0.26)
中西優 ※6	東京都港区	11,000 (6,000)	0.47 (0.26)
岩田啓一	Ho Chi Minh City, Vietnam	10,000	0.43
若菜治彦	東京都練馬区	10,000	0.43
米倉稔 ※5	東京都港区	10,000	0.43
海渡雅由	東京都渋谷区	9,000	0.39
鮎川力也 ※6	東京都目黒区	9,000 (6,000)	0.39 (0.26)
高橋康浩 ※6	東京都中野区	7,000 (2,000)	0.30 (0.09)
馬谷亨	Prince Charles Crescent, Singapore	6,700	0.29
西野伸一郎	東京都渋谷区	6,700	0.29
中屋昌太	東京都世田谷区	5,000	0.21

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
山下祐介 ※ 6	東京都世田谷区	5,000 (5,000)	0.21 (0.21)
桑田修吉	東京都港区	3,300	0.14
中山惟知也 ※ 6	東京都日野市	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)
岡根谷真平 ※ 6	東京都世田谷区	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)
高橋睦 ※ 6	東京都中野区	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)
田中哲史 ※ 6	福岡県福岡市中央区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
三浦裕太 ※ 6	東京都世田谷区	2,000 (2,000)	0.09 (0.09)
飛鳥田直也 ※ 6	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
竹内綾子 ※ 6	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
河津康大 ※ 6	東京都品川区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
中尾直美 ※ 6	東京都目黒区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
渡邊泰三 ※ 6	福岡県大野城市	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
小菅直哉 ※ 6	東京都渋谷区	1,000 (1,000)	0.04 (0.04)
所有株式数500株の株主3名	—	1,500 (1,500)	0.06 (0.06)
所有株式数200株の株主15名	—	3,000 (3,000)	0.13 (0.13)
計	—	2,333,700 (394,500)	100.00 (16.90)

(注) 1. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。

※ 1 特別利害関係者等(大株主上位10名)

※ 2 特別利害関係者等(当社代表取締役)

※ 3 特別利害関係者等(当社取締役)

※ 4 特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を自己の計算において所有する会社)

※ 5 特別利害関係者等(子会社取締役)

※ 6 当社従業員

2. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月2日

株式会社デジタルアイデンティティ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルアイデンティティの平成27年1月1日から平成27年12月31までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルアイデンティティ及び連結子会社の平成27年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年8月2日

株式会社デジタルアイデンティティ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新 居 幹 也 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルアイデンティティの平成28年1月1日から平成28年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(平成28年4月1日から平成28年6月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(平成28年1月1日から平成28年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社デジタルアイデンティティ及び連結子会社の平成28年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月2日

株式会社デジタルアイデンティティ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 

業務執行社員 公認会計士 新 居 幹 也 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルアイデンティティの平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第6期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルアイデンティティの平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年8月2日

株式会社デジタルアイデンティティ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 向 井 誠 

業務執行社員 公認会計士 新 居 幹 也 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社デジタルアイデンティティの平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第7期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社デジタルアイデンティティの平成27年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

